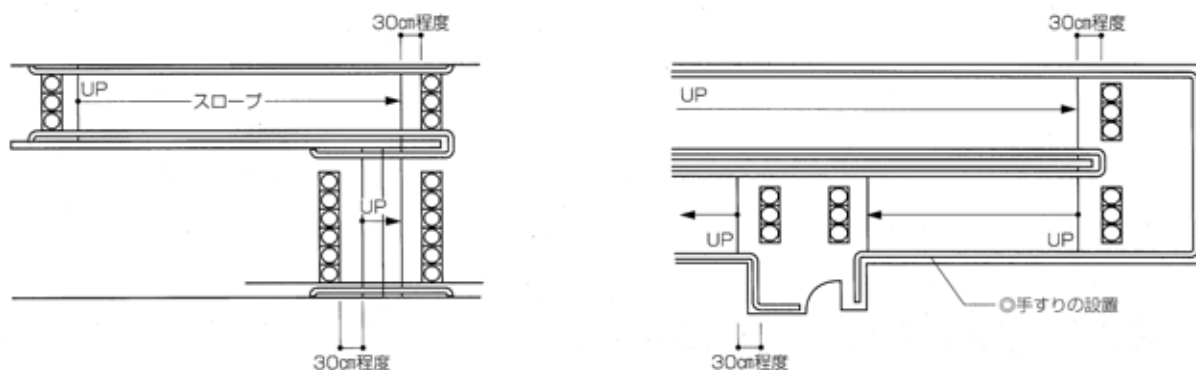


(2) 建築物

廊下等（廊下その他これに類するもの）

整備基準	解説等
<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 駐車場、学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅以外の特設施設で用途面積が1,000㎡以上のものにあつては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>ア 仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 水の使用や雨雪により濡れるおそれのある場合は、特に配慮が必要である。 転倒した際、衝撃の少ない材料とすることが望ましい。 <p>イ 点状ブロック等の敷設</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合とは、ホテル等の出入口にドアマンなどが常時勤務し、誘導が可能な場合 百貨店等で案内所が入口から見えやすい位置にある場合 等が含まれる。 その他視覚障害者の誘導上支障がない場合とは、駐車場等で、運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行する用途の場合等が含まれる。 下肢障害者や車いす使用者の通行に支障とならないよう配慮する。 <p>その他の構造</p> <p>幅は、160cm（共同住宅に係るもの、用途面積が2000㎡未満の共同住宅以外の特設施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車いす使用者の利用上支障のないものにあつては120cm）以上とすること。</p> <p>50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること（共同住宅を除く。）。</p> <p>戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、戸の前後に高低差がないこと。</p> <p>（7 移動等円滑化経路 ウ 廊下等）</p>

□点状ブロックの敷設例

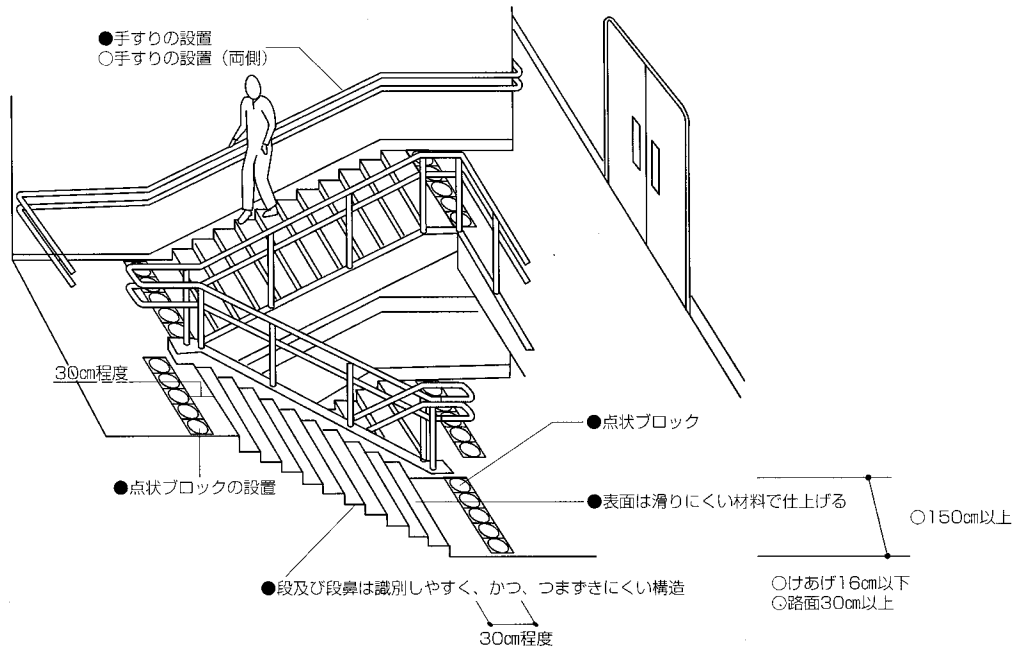


階段

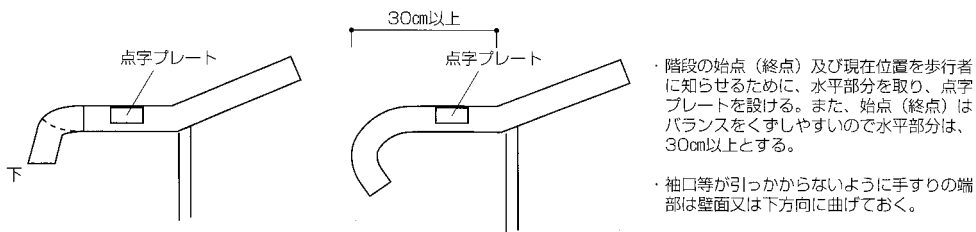
整備基準	解説 等
<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 駐車場、学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅以外の特定施設で用途面積が1,000㎡以上のものにあつては、段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難階以外の階に通ずるものはすべて含むが、通常使用されない階段（常時閉鎖式扉の非常用階段や屋外階段等）は対象としない。 ・ 勾配を緩くするなどの負担軽減を行うよう配慮する。 <p>ア 手すり</p> <p>段の部分及び踊場の部分に連続して設ける。衣服等が引っかからないように端部を壁方向又は下方向に曲げる。</p> <p>階段の始点、終点の手すり部分には、点字で現在位置の階数を表示する。</p> <p>両側（幅が300cm以上のものにあつては、両側及び中間）に手すりを設けること。</p> <p>エ 段鼻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つまずきにくい構造とは、蹴込板があり、段鼻が突き出していないものをいう。 ・ ノンスリップ等の滑り止めを設け、材質はつえが滑りにくいものとする。 ・ 踏面、けあげの色は、明度等の差の大きいものとするが、段鼻（ノンスリップ）を識別しやすい色とする。 <p>オ 点状ブロック等</p> <p>踊場に設ける点状ブロック等は段の始まる30cm程度手前に敷設する。</p> <p>カ 形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる階段とは、利用者の用に供する階段のうち、主として利用されるものをいう。 ・ 困難な場合とは、小規模（2階建て程度）の施設で当該階段以外の階段を設けられず、構造上、スペースの関係上回り階段とせざるを得ないような場合をいう。 <p>直階段又は折れ曲がり階段とする。原則として回り階段は禁止しているが、やむを得ず設ける場合は、最小の踏幅を規定寸法以上確保する。</p>

整備基準	解説 等
	<p>その他の構造</p> <p>転落時の危険防止のため、適所に踊場を設ける。</p> <p>屋外階段は、水たまりができないよう排水に十分配慮する。</p> <p>階段の照明はできるだけ明るくする。</p> <p>松葉づえが落ちないように階段の側面に立ち上がり等を設ける。</p> <p>幅は、150 cm（鉄道施設のうち旅客を取り扱う駅（以下「鉄道の旅客施設」という。）にあっては、180 cm）以上とすること。</p> <p>鉄道の旅客施設にあっては、高さ 300 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設けること。</p> <p>けあげの寸法は、16cm 以下、踏面の寸法は、30 cm 以上とする。</p>

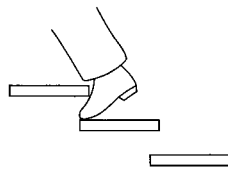
□階段の整備例



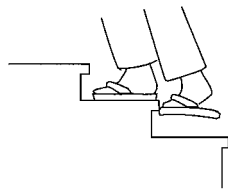
□手すりの形状



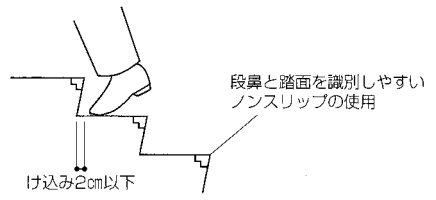
□段の形状



け込み板のないものは
つますきやすい



踏面がとびだしている
つま先が引っかかりやすく危険

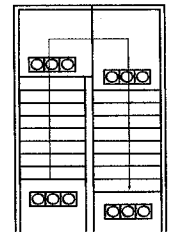
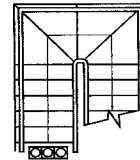
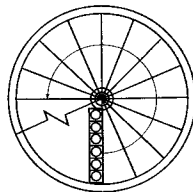
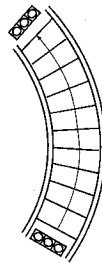
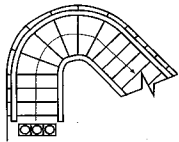
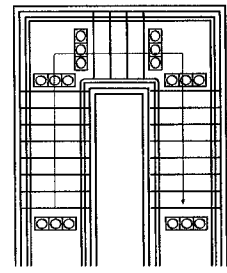
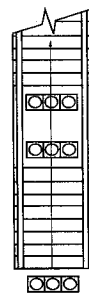
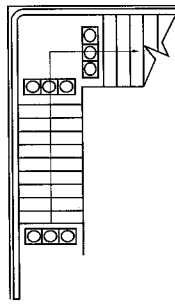
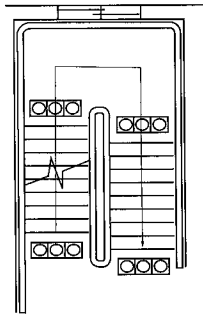


け込み2cm以下

段鼻と踏面を識別しやすい
ノンスリップの使用



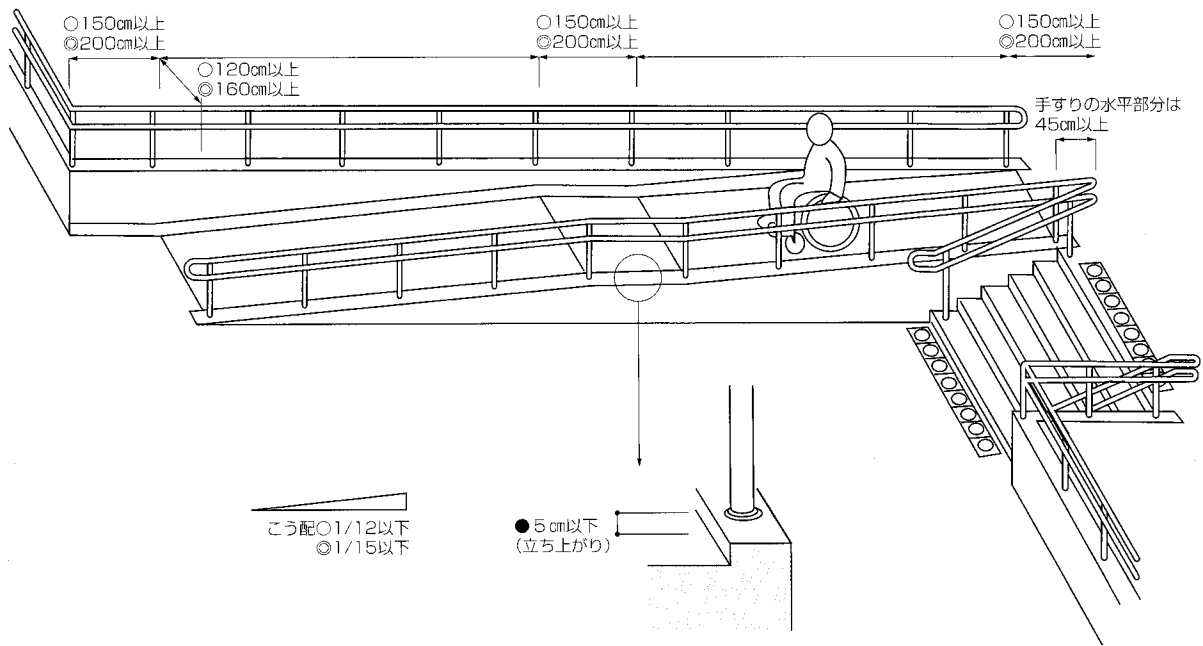
□階段の形式



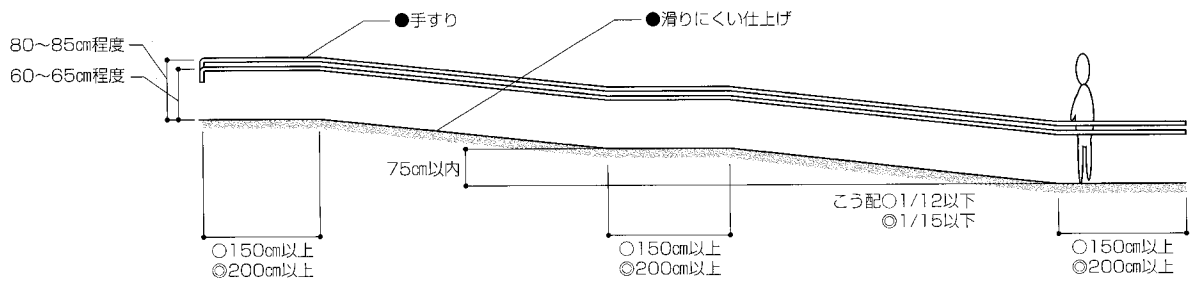
傾斜路

整備基準	解説 等
<p>利用者の用に供する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 両側に高さ5cm以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p> <p>オ 駐車場、学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅以外の特定施設で用途面積が1,000㎡以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合、その他視覚障害者の誘導上支障がない場合はこの限りでない。</p>	<p>ア 手すり 傾斜路の両側に設けることが望ましい。</p> <p>イ 仕上げ ・ 水の使用や雨雪により濡れるおそれのある場所は特に配慮が必要である。</p> <p>ウ 色の明度等 ・ 弱視の方等の視覚障害者のために仕上げを周囲と識別しやすいものとする。</p> <p>エ 立上がり ・ 車いすの脱輪防止又は松葉づえ等が落ちないようにするため、緑部に立上りを設ける。</p> <p>オ 点状ブロック等 ・ 勾配が変わる部分には、点状ブロック等を設ける。</p> <p>その他の構造 位置については、できるだけ一般の利用者が主として利用する通路と同じ経路に設けることが望ましい。 幅は、120 cm（階段に併設する場合にあつては、90 cm）以上とすること。 勾配は、12分の1を超えないこと（高低差が16 cm以下のものにあつては、8分の1）。 緩勾配であっても傾斜路が長くなると車いす使用者等の負担が大きくなることも考慮する。 高さが75 cmを超えるものにあつては、高さ75 cm以内ごとに踏幅が150 cm以上の踊場を設けること。</p> <p>（7 移動等円滑化経路 工 傾斜路）</p>

□ 傾斜路の整備例



□ 傾斜路の断面



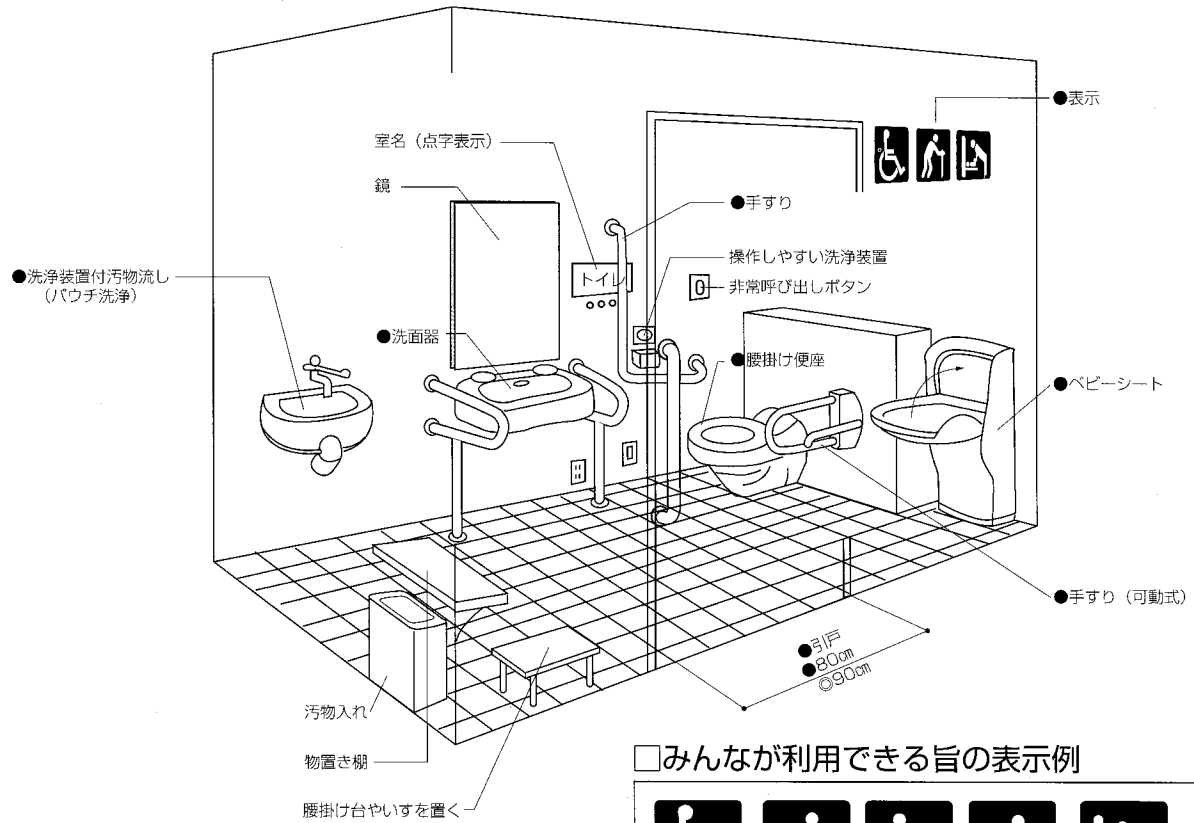
便所

整備基準	解説 等
<p>(1) 利用者の用に供する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造(用途面積が1,000㎡未満の特定施設(公衆便所を除く。))にあつては、アの(イ)及びウの(イ)に定める構造)とすること(共同住宅を除く。)</p> <p>ア 1以上の便房は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用できるような十分な空間を確保すること。</p> <p>(イ) 腰掛便座及び手すり等を適切に配置すること。</p>	<p>(1) 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 便所を設ける場合に適用し、男子用、女子用の区分がある場合はそれぞれ別に設ける。 高齢者、障害者、乳幼児(おむつ替え)、内部障害者(パウチの洗浄)等、誰もが利用できる多目的トイレとなるように計画する。 利用者の用に供する便所を設ける際には、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあつては、その総数に50分の1を乗じて得た数、当該階に設けられる便房の総数が200を超える場合にあつては、その総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用便房を設けること。 便所は、わかりやすくかつ利用しやすい位置に設ける。 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、車いす使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りでない。 便所に至る経路は、わかりやすく表示する。 床面は、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。 <p>ア 構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 便房とは、便所に設ける個室(ブース)のことをいう。 <p>(ア) スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用便房は、出入口と便房の位置関係により様々な平面計画が考えられるので、便房の幅、奥行き等の寸法及び設備等の配置については特に定めない。 <p>(イ) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 若干身体の不自由な高齢者、松葉づえ使用者、障害者等の利用に配慮した対応である。 車いす使用者用便房及び当該便房のある便所の出入口の戸は、引戸(自動式が望ましい。)形式とする。アコーディオン式は、プライバシー保護上好ましくない面があるため、できるだけ使用しない。 便房の戸の鍵は、簡単に操作でき、非常時には外から合鍵で解錠できるものとする。 戸には、使用状況がわかる表示を設ける。 点字による位置表示及び男女別表示を行うことが望ましい。 便房内の手すりは、固定式、可動式等を組み合わせ、適切な位置、高さに設ける。 便座の高さは、ふたのない状態で40～45cm程度とする。 床置式の便器は、車いすのフットレストが便器の下に入るようにトラップ部分が引き込んであるものとする。

整備基準	解説 等
<p>イ アに定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。</p> <p>（ア） 上端の高さは70cm以上80cm以下とし、下端の高さは60cm以上とすること。</p> <p>（イ） 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。</p> <p>（2） 利用者の用に供する男子用小便器のある便所のうち1以上の便所には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること（共同住宅を除く。）</p> <p>（3） 医療施設、興行施設、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、文化施設、飲食店（用途面積が300㎡以上のものに限る。）、公共交通機関の施設、公衆便所、官公庁の施設及び観光施設にあっては、利用者の用に供する便所のうち1以上（男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）の便所には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>（4） 医療施設、興行施設、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、文化施設、公共交通機関の施設及び観光施設で用途面積が1,000㎡以上のもの及び公衆便所にあっては、利用者の用に供する便所のうち1以上（男子</p>	<p>ペーパーホルダー、水洗の洗浄装置（靴べら式、光感知式等）は、便器に腰掛けたまま容易に操作できる位置に設ける。</p> <p>便房内及び手洗い設備には、手荷物等を置く棚フック等を設ける。</p> <p>車いす使用者用便房内には、身づくろいできるように鏡を設ける。</p> <p>多目的トイレ内には、必要に応じて、ベンチ、腰掛け等を設ける。</p> <p>多目的トイレ内の汚物入れは、一般のものより大きいものを設ける。</p> <p>非常呼び出しボタンは、便座に腰掛けたままで操作できる位置に設ける。また、転倒した場合にも操作できる高さに設けることが望ましい。</p> <p>イ 表示等</p> <p>視覚障害者のために、便所の出入口には、高さ140cm程度の位置に室名などを点字で表示することが望ましい。</p> <p>視覚障害者のために、必要に応じて触知板、音声等により案内を行うことが望ましい。</p> <p>（ア） 高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひざや足先が入るスペースを設ける。 <p>（2） 小便器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男子用小便器を設ける場合に適用し、床置き式の小便器とは、ストール型をいう。 ・ 手すりは、高齢者、障害者、松葉づえ使用者等の利用に配慮した対応である。 <p>利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける際には、床置き式の小便器等がある便所を1以上設けること。</p> <p>（3） 乳幼児を置くことができる設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便房内に設けるベビーチェア等をいう。 ・ 便所を設ける場合に適用する。 ・ 一時的に預けることができる場合とは、受付、案内所等で常時勤務する者により乳幼児を預けることができる場合 団地、自治会等の集会所で他の利用者に乳幼児を預けることができる場合 等が含まれる。 ・ 比較的滞在時間が長くなる施設で便所を設ける場合に適用する。 <p>（4） おむつ替えができる設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベビーシート等を設けたスペースをいう。

整備基準	解説 等
<p>用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1以上)の便所には乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(5) 医療施設、興行施設、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁の施設及び観光施設で用途面積が3,000㎡以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1以上)の便所には洗淨装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>(5) 洗淨装置付きの汚物流し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部障害者(オストメイト)が使用する器具(パウチ等)を洗淨する場合に必要な設備である。 ・ 便所を設ける場合に適用する。 <p>その他の構造</p> <p>車いす使用者用便房及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内のを90cm以上とすること。</p>

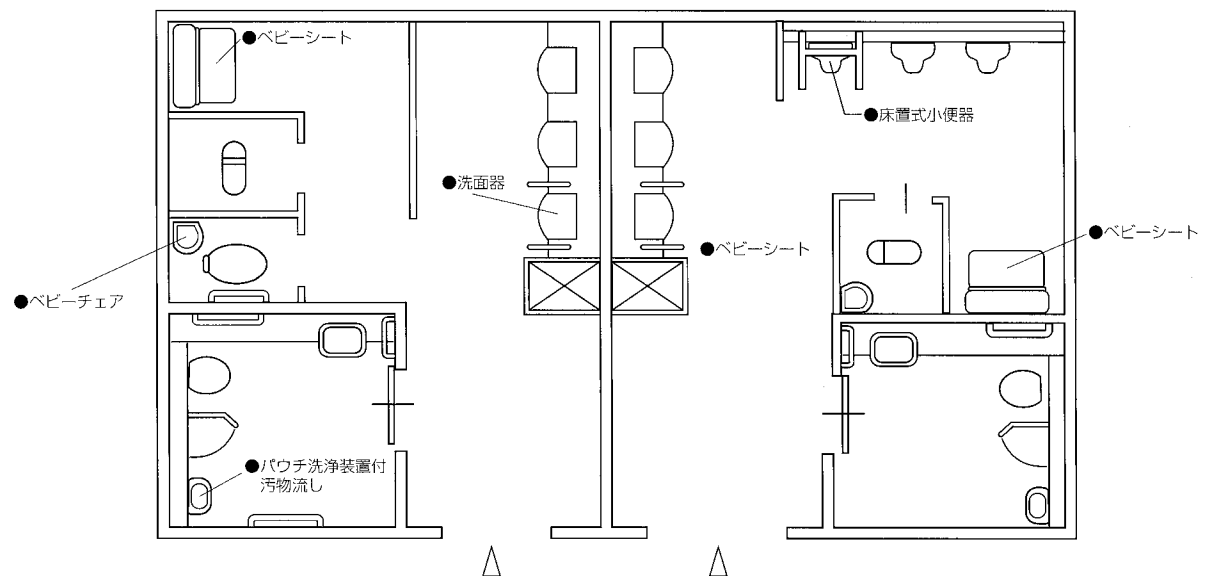
□多目的トイレの整備例



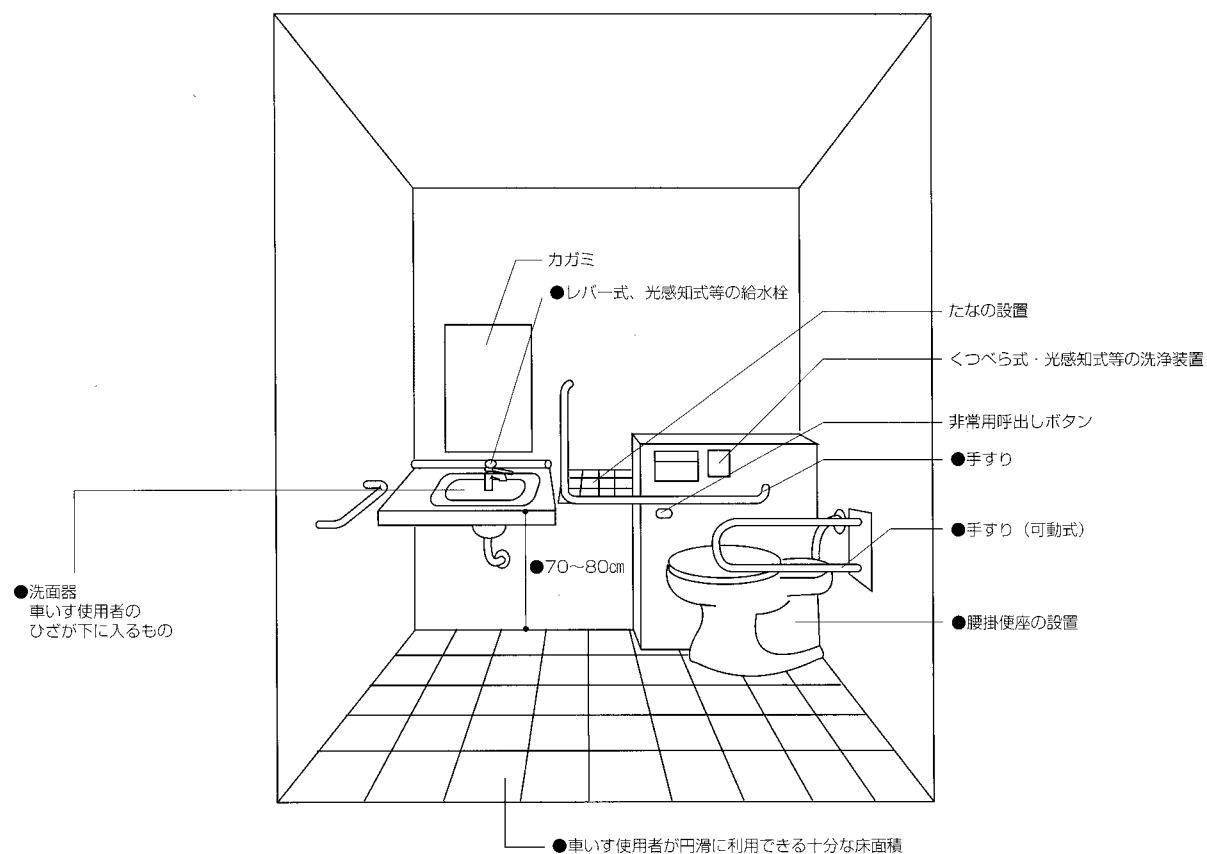
□みんなが利用できる旨の表示例



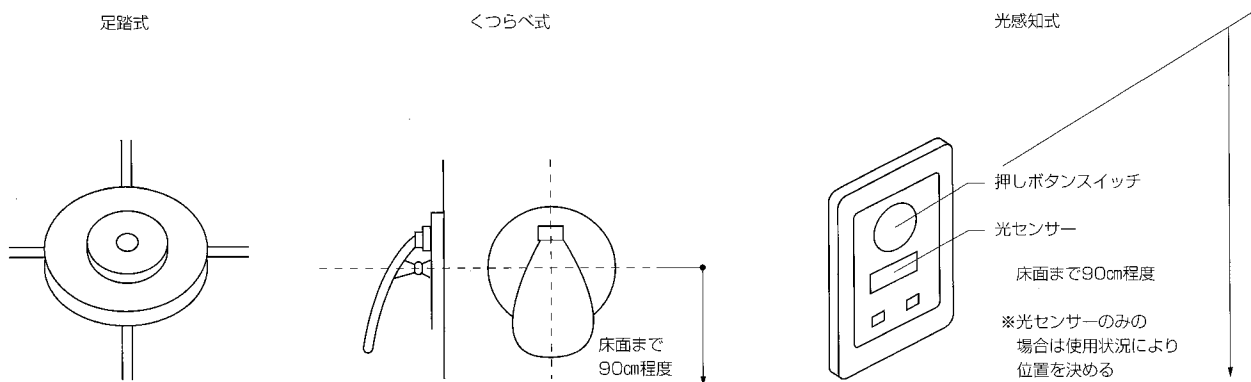
□便所の配置例



□車いす使用者用便房の整備例

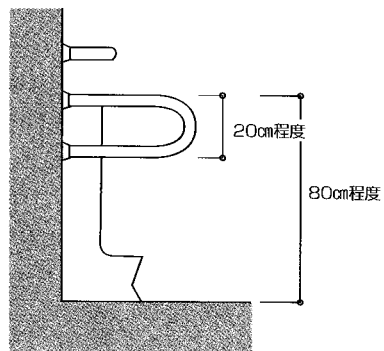
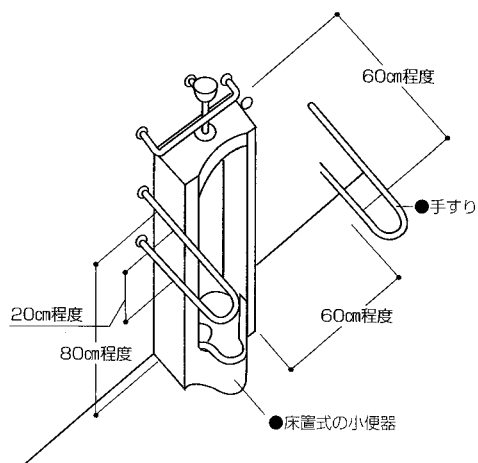


□フラッシュバルブの例



※同一の建築物では同一仕様のフラッシュバルブとすることが望ましい。

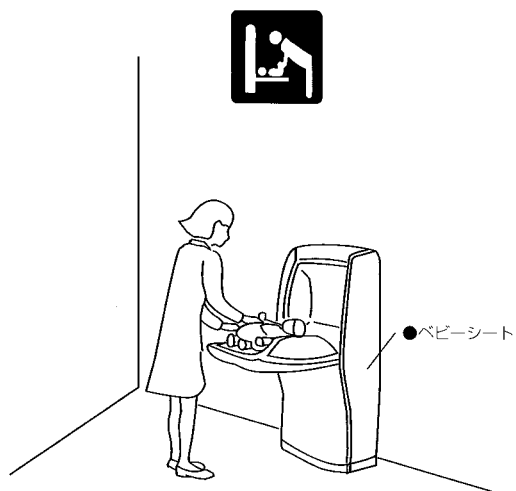
□床置式の小便器



□ベビーチェア

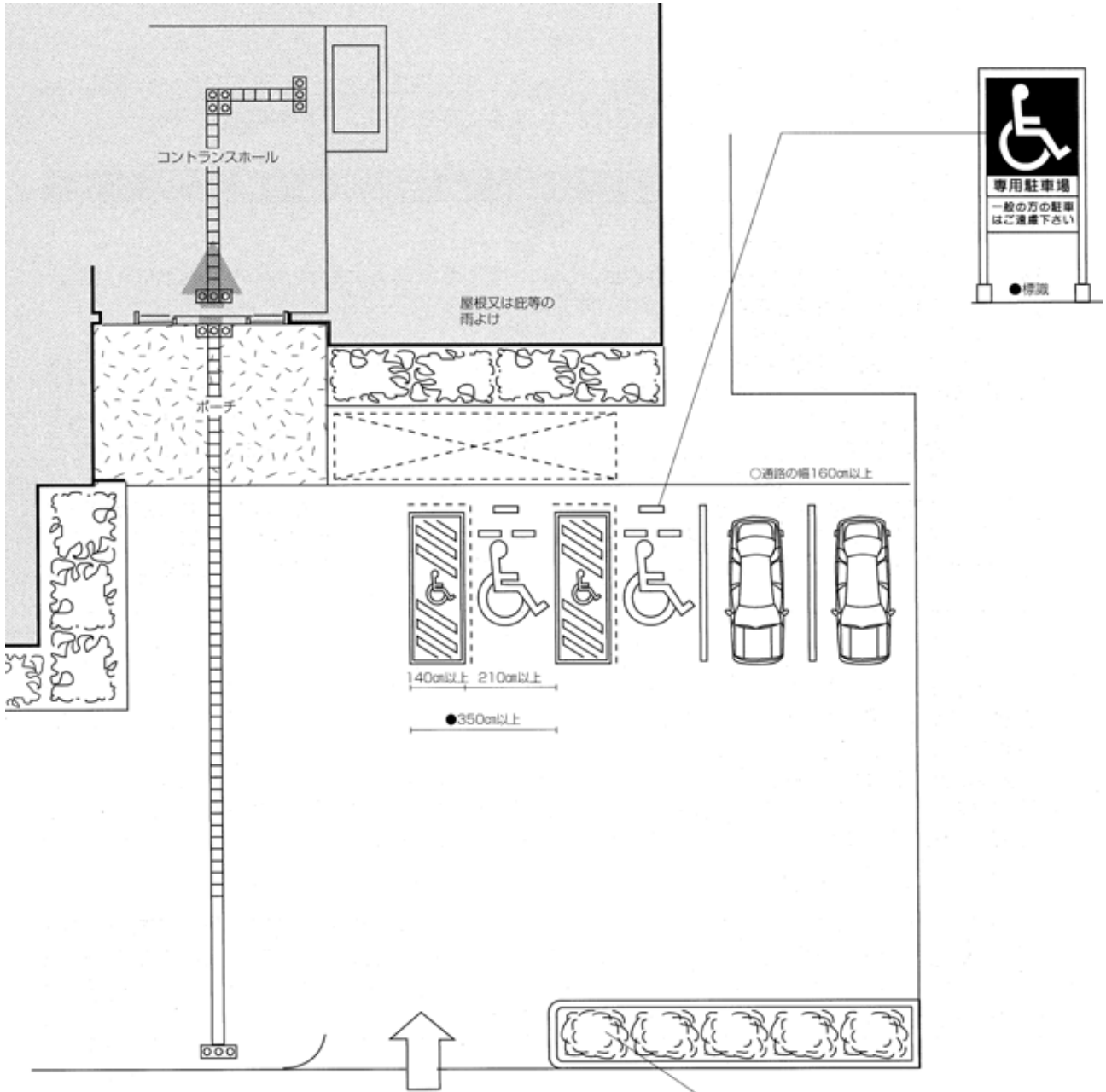


□ベビーシート

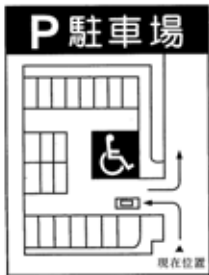


駐車場

整備基準	解説 等
<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること（学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅を除く。）。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350cm以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<p>(1) 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上を車いす使用者用駐車施設とする。 <p>車いす使用者用駐車施設の数、1台以上となっているが施設の規模、利用頻度等考慮し、できるだけ多く設ける。</p> <p>車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数200以下の場合にあつては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。</p> <p>(2) 構造</p> <p>駐車部分及び通路は、平坦とし、濡れても滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとする。</p> <p>車いす使用者が濡れないように車いす使用者用駐車施設及び通路に屋根又は庇を設けることが望ましい。</p> <p>ア 幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者が安全に自動車に乗降するには、車体用スペース210cmに車いす使用者乗降部分として140cmを加えた350cm以上とする。 <p>イ 表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車部分の路面への車いすシンボルマークの表示や必要に応じ、立て看板等見やすい方法で表示する。 <p>駐車場進入口には、車いす使用者用駐車施設に至る経路を示す誘導用案内標識を設けることが望ましい。</p> <p>ウ 経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者用駐車施設は、できるだけ車いす使用者の負担を軽減するため、車いす使用者が主に通行する経路に対して最短となる位置に設ける。 <p>人と自動車の動線は、歩行者の安全を確保するためできるだけ分離することが望ましい。</p>



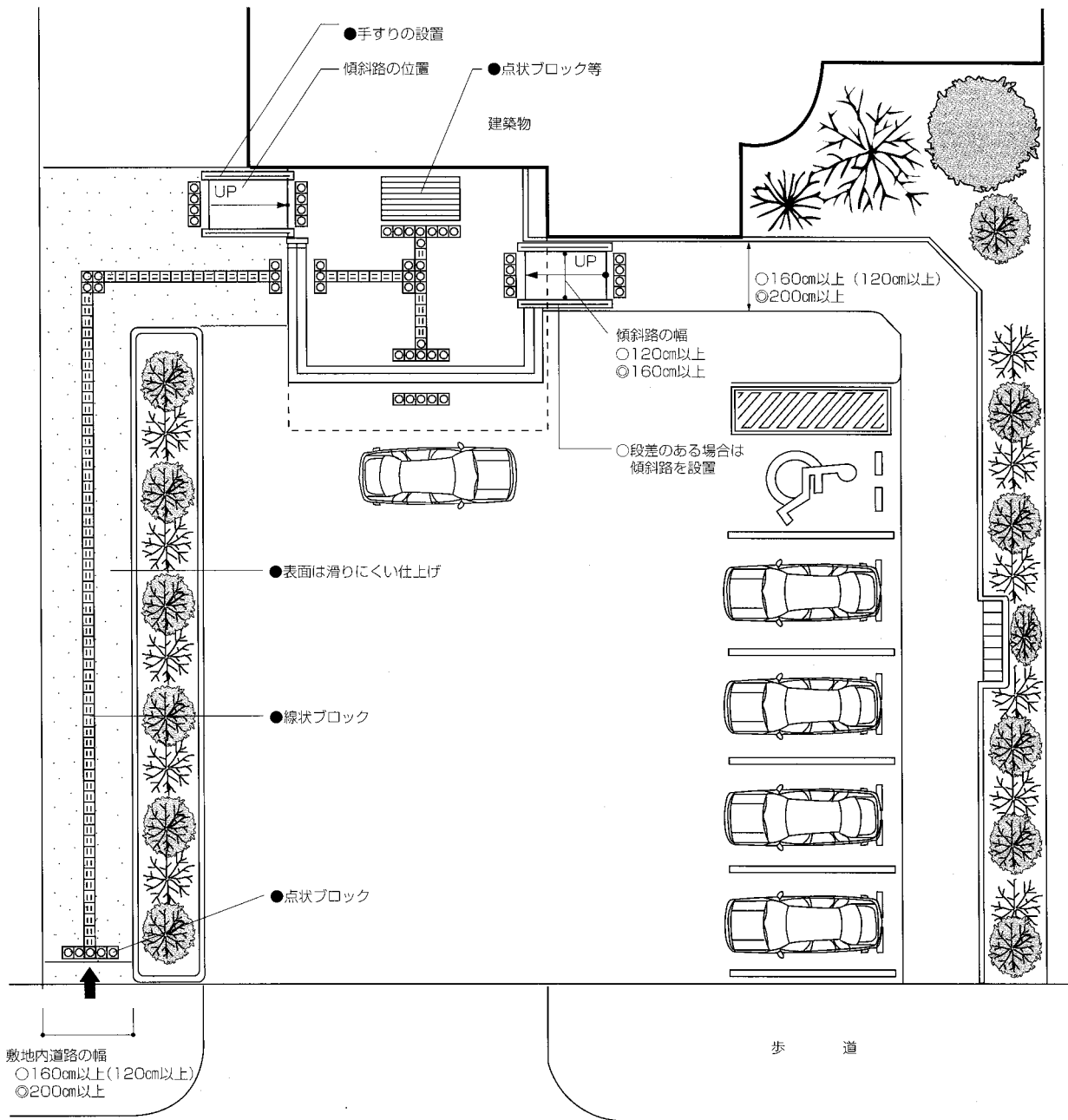
□車いす使用者用駐車部分の表示の例



敷地内の通路

整備基準	解説 等
<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に定める構造であること。 (ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造であること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 両側に高さ5cm以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p>	<p>ア 仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨に濡れている場合を考慮して滑りにくい材質のものを使用すること。 <p>その他の構造</p> <p>通路の幅は、160cm（共同住宅及び用途面積が2000㎡未満の共同住宅以外の特定施設にあっては、120cm）以上とすること。</p> <p>50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りではない。</p> <p>(ア) 手すり</p> <p>段や傾斜路がある部分の両側に設けることが望ましい。</p> <p>(イ) 識別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弱視の方等の視覚障害者のために仕上げを周囲と識別しやすいものとする。 <p>(ア) 勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12分の1とは、国際シンボルマークの掲示のための基準であり、車いす使用者が昇降できる勾配である。 <p>(ウ) 側壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすの脱輪防止又は松葉づえ等が落ちないようにするため、縁部に立上がり設ける。 <p>その他の構造</p> <p>傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては120cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)とすること。</p> <p>傾斜路の勾配は、12分の1を超えないこと(高低差が16cm以下のものにあつては、8分の1)。</p> <p>傾斜路の高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(7 移動等円滑化経路 キ 敷地内の通路)</p>

敷地内の通路の整備例



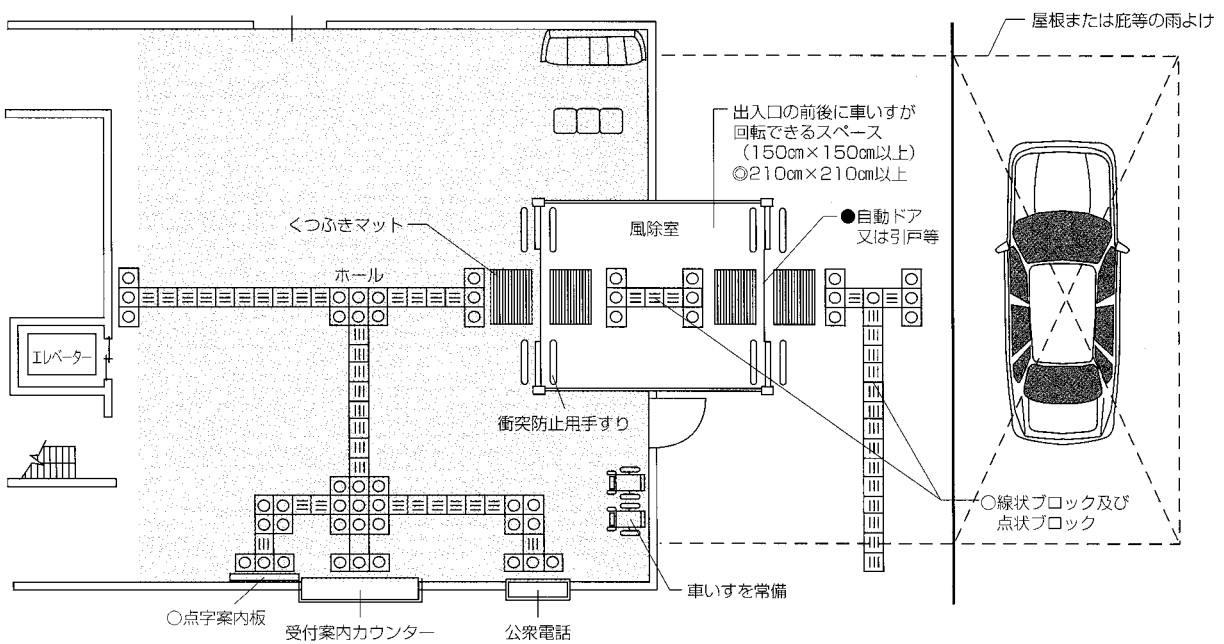
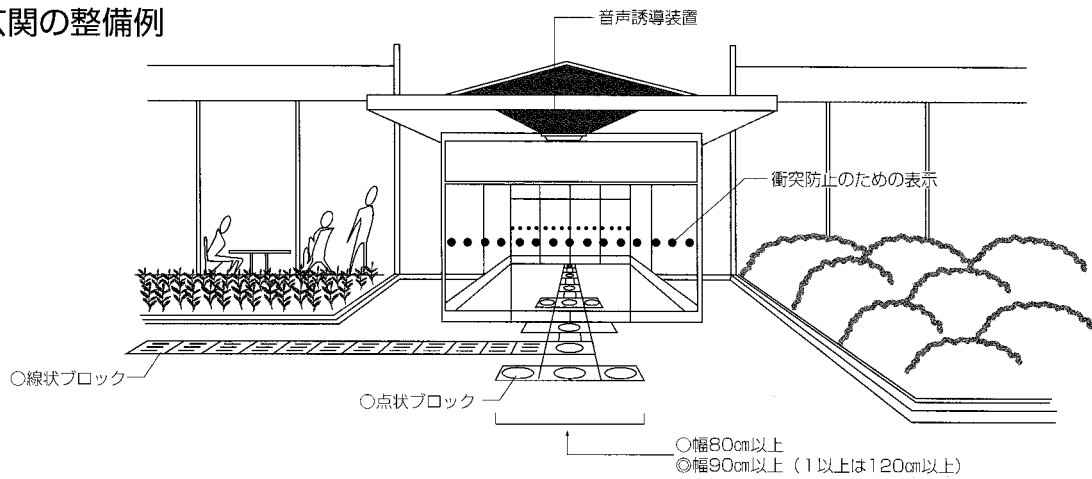
移動等円滑化経路

整備基準	解説 等
<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上を、移動等円滑化された経路にすること(学校等(特別支援学校を除く。))を除く。)</p> <p>ア 建築物に、利用者の用に供する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この項において「地上階」という。))又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他の方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、80cm以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>ア 経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上階又は地上階の直上、直下階のみに利用居室がある場合は、道等から地上階の利用居室までの経路が整備基準の対象となる。 <p>(ア) 幅</p> <ul style="list-style-type: none"> 80cmは、車いす使用者が通過できる寸法である。 <p>(イ) 戸の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸を設ける場合に適用する。 容易に開閉して通過できる構造の戸には、自動式の戸のほかに引戸、引分戸が該当する。該当しないものとは、回転扉(ただし、車いす使用者等に対応した回転扉は除く。)や重い引戸及び開戸、開閉のためのスペースが十分でない開戸等をいう。 戸の前後に車いす待機のための水平なスペースを確保する。 <p>【外部の出入口】</p> <p>戸の形式は、自動式又は小さな力で開閉できる引戸形式とする。やむを得ず開戸とする場合は、軽く、ゆるやかに開閉できる構造とし、車いす使用者が寄りつけるスペースを確保する。</p>

整備基準	解説 等
	<p>出入口（玄関、駐車場に至る出入口、多数の者が利用する部屋の出入口、エレベーターの出入口）に接する部分（車いすが転回できる寸法＝150cm×150cm以上）は、水平とする。</p> <p>ドアの前後には平坦なスペース（210cm×210cm以上）を設けること。</p> <p>玄関マットを使用する場合は、埋込式とし、ハケ状のものは車いすの通行に支障となる場合があるので、できるだけ使用しない。</p> <p>開閉速度は、車いす使用者等の通行を考慮した速度とする。</p> <p>ドアの全面がガラスなど透明な場合は、衝突による事故防止のため線状のシール等をガラスに貼り付ける。</p> <p>降雨時や積雪時の車いす使用者等の利用に配慮して、風除室や屋根又は庇等を設けることが望ましい。</p> <p>玄関まわりには、車いすの車輪洗い場を設けることが望ましい。</p> <p>玄関ホールには、必要に応じて車いすを常備することが望ましい。</p> <p>玄関付近には、施設の概要を示す点字案内板や触地図等を見やすい位置に設けることが望ましい。また音声等による誘導案内やインターホンを設けることが望ましい。</p> <p>幅は、90cm以上とし、1以上の直接地上に通ずる出入口の幅は、120cm以上とすること。</p> <p>戸を設ける場合においては、当該戸は、幅を120cm以上とする。直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とすること。</p> <p>自動式ドアの仕様</p> <p><床面感知の場合></p> <p>車いすの先端部のフットレストと感知対象となるキャスター（前輪）との間の位置にずれがあるので、マットスイッチの長さは、ドアの前後100cm以上、幅員は90cm以上とする。</p> <p>マットスイッチにはゴムマットやアルミマットなどがあるが、ゴムマットは摩擦したときにつまづきやすくなる。また、アルミマットは、つえが滑りやすいので使用にあたっては表面をノンスリップ仕上げとする。</p> <p><点感知の場合></p> <p>押しボタンの取り付け位置は、車いす使用者、松葉づえ使用者などの歩行困難者が押しやすいように、床上90～100cm程度の高さで、ドアの前面70～100cm程度の両側に設ける。</p> <p><超音波スイッチの場合></p> <p>車いす使用者もカバーできるよう広範囲に感知できるようにする。</p>

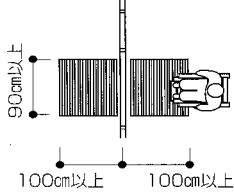
整備基準	解説 等
	<p>< 光線スイッチの場合 > 温度変化や直射日光などの影響を受けやすいので位置について配慮する必要がある。</p> <p>【各部屋の出入口】</p> <p>戸は原則として引戸とする。 幅は、90cm以上とすること。 戸には衝突事故等を防ぐために透明ガラス（強化ガラス）等を使用したはめ殺し窓を設けることが望ましい。 取っ手側に車いす使用者のための開閉スペースを確保する。 各扉には、必要に応じて車いすのフットレストが当たりやすい床上15～35cm程度の位置にキックプレートを設けることが望ましい。 高さ140cm程度の位置に室名などを点字で表示することが望ましい。 戸と周囲の壁の色に変化を持たせるなど、戸を認識しやすいようにすることが望ましい。</p> <p>< 引戸の仕様 > 原則として室内側に設ける。 形式は、上吊り式で円滑に開閉できるものとする。 軽い戸とする。 敷居の溝は、できるだけ凹凸が生じない構造とする。</p> <p>< やむを得ず開戸とする場合の仕様 > 原則として内開き（室内側への開き）とする。 やむを得ず外開きとする場合は、当該戸が廊下等に突き出ないように、戸幅以上の奥行きのアルコーブ等を設け衝突を避けることが望ましい。</p> <p>< 取っ手の仕様 > 取っ手は、操作しやすい形状のものとし、操作しやすい位置に設ける。 引戸では棒状のもの、開戸ではレバーハンドル式のものとする。 取り付け高さは、85～90cm程度の高さでそろえる。</p>

□玄関の整備例

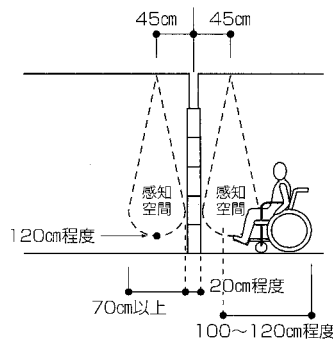


□自動ドアの感知方式の例

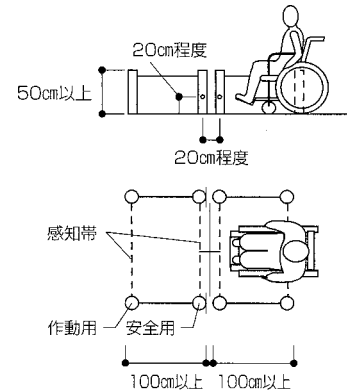
マットスイッチ (床面感知)



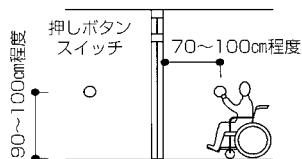
超音波スイッチ (空間感知)



光線スイッチ (線感知)



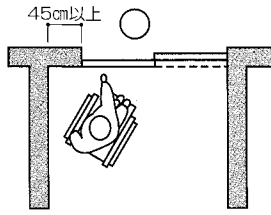
押しボタンスイッチ (点感知)



□戸の形式

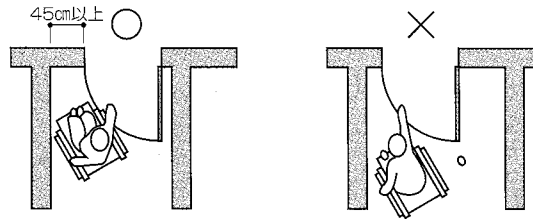
引戸の形式

車いす使用者のためのスペースの設置

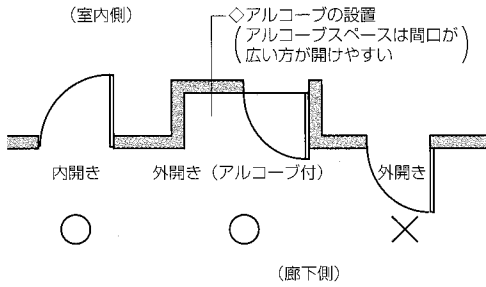


開戸の形式

車いす使用者のためのスペースの設置

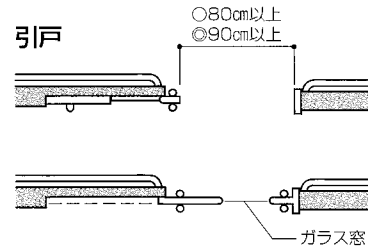


(室内側)

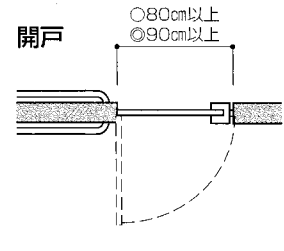


□出入口の幅員

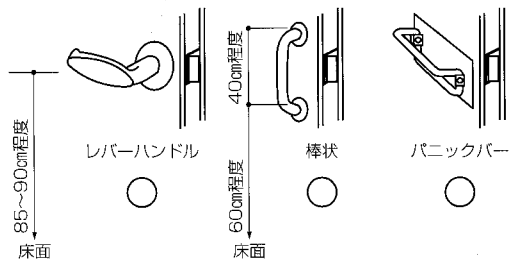
引戸



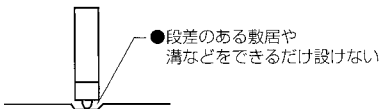
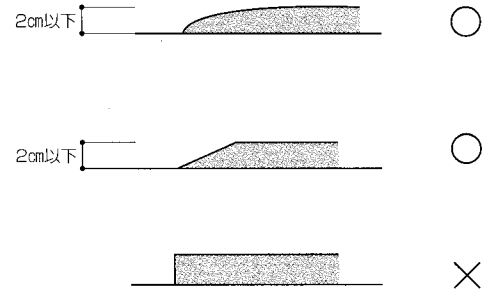
開戸



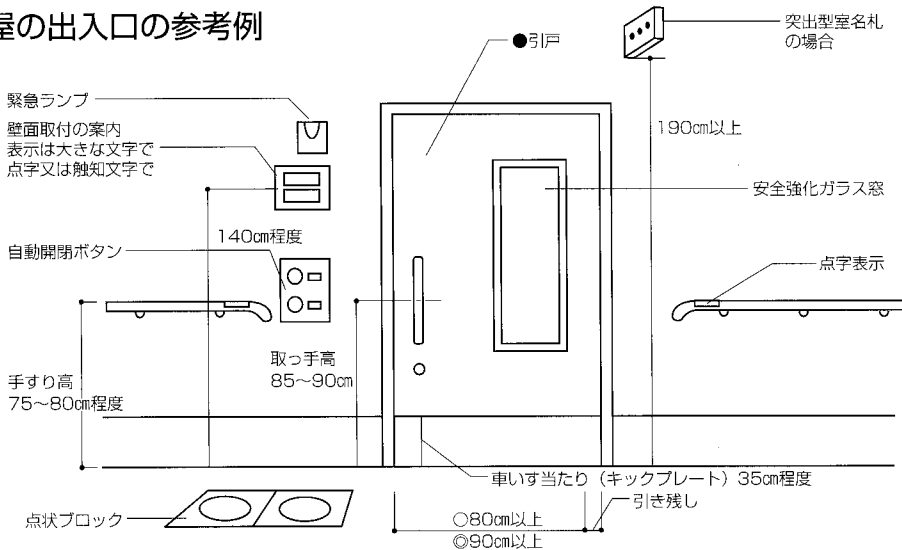
□取っ手の形式



□すりつけの例 (2cm以下の段差)

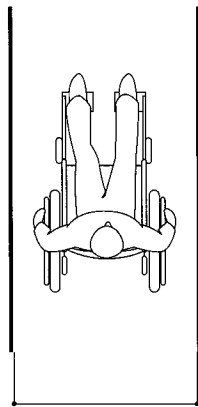


□各部屋の出入口の参考例

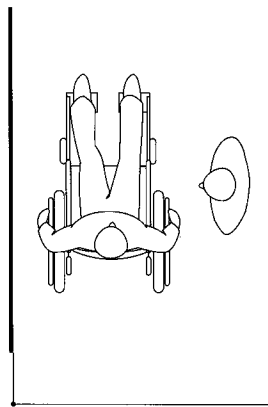


整備基準	解説 等
<p>ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、160cm(共同住宅に係るもの、用途面積が2,000㎡未満の共同住宅以外の特定施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車いす使用者の利用上支障のないものにあつては、120cm)以上とすること。</p> <p>(イ) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること(共同住宅を除く。)</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>(ア) 幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 160cmは、車いす使用者同士がすれ違い、120cmは、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違い、松葉づえ使用者が通行できる寸法である。 ・ 3室以下の専用のものとは、廊下等に画した出入口がある室の数をいう。 ・ 車いす使用者の利用上支障のないものとは、経路が短い廊下等の部分をいう。 <p>(イ) 転回に支障がない場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 140cm×140cm以上のスペースやT字型の交差部等をいう。 <p>【廊下等の床面の仕上げ】</p> <p>車いすの通行に支障がないよう摩擦等考慮した仕上げとする。</p> <p>転倒した際、衝撃の少ない材料とすることが望ましい。</p> <p>【廊下等の形状】</p> <p>幅は、180cm以上とすること。</p> <p>視覚障害者等が建物内の目的地に安全かつ確実に到達できるよう標示・誘導を行うこと。</p> <p>廊下等の曲がり角や交差部は、できるだけ大きな隅切り又は面取りを行い、見通しをよくし通行しやすくすることが望ましい。</p> <p>壁面には、原則として消火器、分電盤等の突出物を設けないこと。やむを得ず設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全に支障がないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>廊下の壁面には、車いすのフットレストが当たりやすい床上15～35cm程度の位置にキックプレートを設けることが望ましい。</p> <p>利用者の休憩の用に供するためのスペース及びいす等の設備を適切な位置に設けること。</p> <p>【廊下等の手すり】</p> <p>廊下等の両側に手すりを設けること。</p> <p>取り付け高さは、床上75～80cm程度(小児用は60～65cm程度)とし、連続して設ける。</p> <p>子供や高齢者等の利用が多い施設については、高さの違う手すり(2段)を設ける。</p> <p>壁との間隔を5～6cm程度とし、下側から支持する。</p>

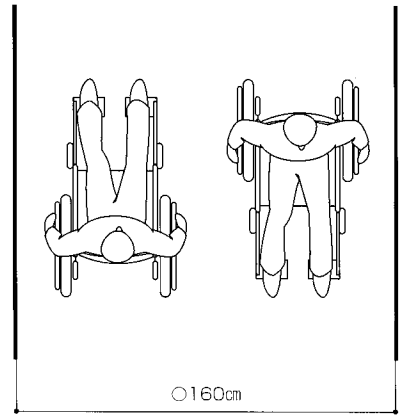
□廊下の幅員



○90cm (階段併設傾斜路)
・車いすで通行できる寸法

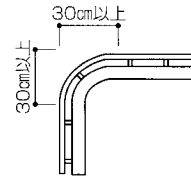
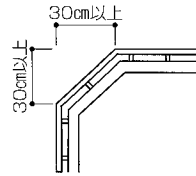
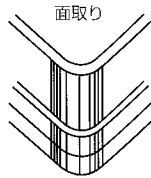
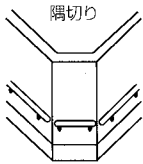


○120cm
・車いすで通行しやすい寸法
・人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法

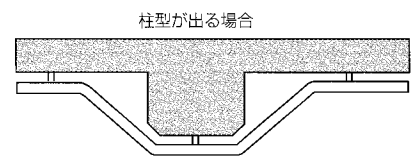
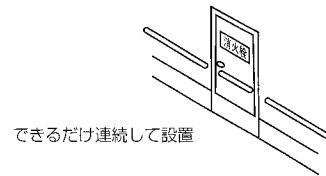
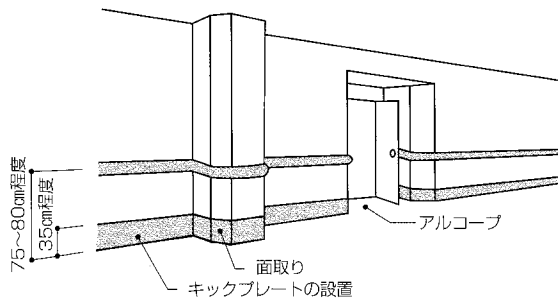


○160cm
・(160cm) 車いす同士が行き違いできる寸法
・(180cm) 車いす同士が行き違いやすい寸法

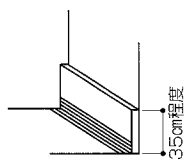
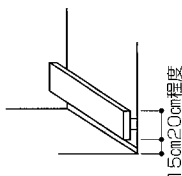
□廊下の角の整備例



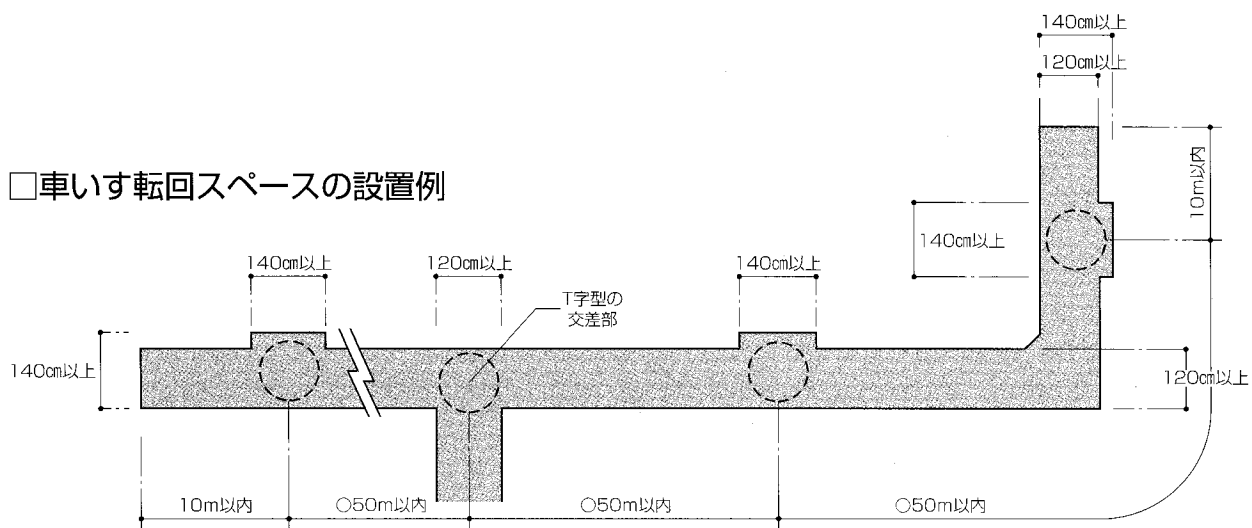
□手すりの設置例



□キックプレートの設置例



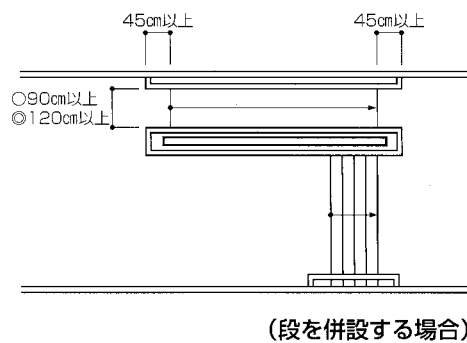
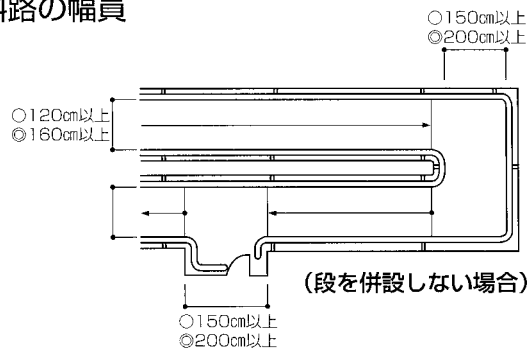
□車いす転回スペースの設置例



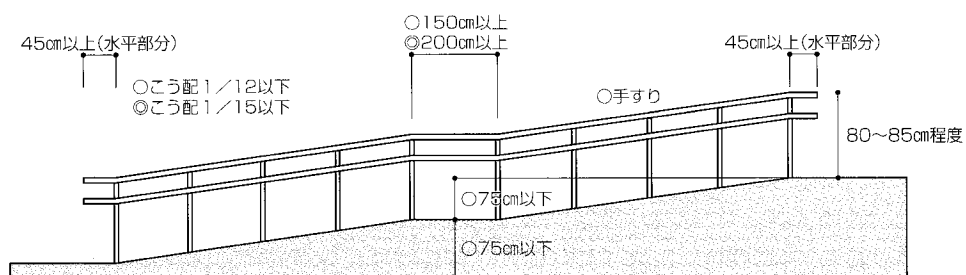
- 廊下の末端の付近及び区間50m以内ごとに車いすが転回できる部分を設けること。(○印の部分)
 転回スペースは140cm角以上の大きさとする事。
 末端の転回スペースは末端から10m以内に設けること。
 (注)廊下の幅員が140cm以上の場合は、車いす転回スペースを含むものとする。

整備基準	解説 等
<p>工 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>（ア） 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。</p> <p>（イ） 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>（ウ） 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p>	<p>（ア） 幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 120cmは、車いす使用者と人が横向きになればすれ違ふことができる寸法である。90cmは、車いすで通行しやすい寸法である。 幅は、160cm(段を併設する場合にあつては、120cm)以上とすること。 車いす使用者の利用が多く予想される部分の幅は、180cm以上とすること。 <p>（イ） 勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12分の1とは、国際シンボルマークの掲示のための基準であり、車いす使用者が昇降できる勾配である。 ・ 8分の1とは、建築基準法施行令第26条に規定する傾斜路の勾配の基準である。 勾配は、15分の1(高低差が16cm以下の場合にあつては、12分の1)を超えないこと。 <p>（ウ） 踊場</p> <p>踊場の踏幅は、200cm以上とすること。 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏幅200cm以上の踊場を設けること。</p> <p>その他の構造</p> <p>始点又は終点部分、屈曲部及び他の通路との交差部には、衝突防止のために150cm以上の水平部分を設ける。 傾斜路の始点・終点には、奥行き200cm以上の水平な部分を設けること。 両側に手すりを設けること。 手すりには、始点(終点)を知らせるために、始点(終点)に30cm以上の水平部分を設け、現在位置を点字で表示する。</p>

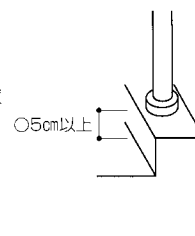
□ 傾斜路の幅員



□ 傾斜路のこう配及び手すり



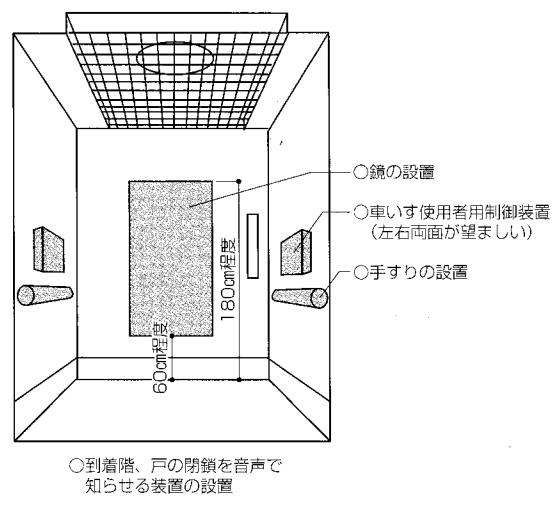
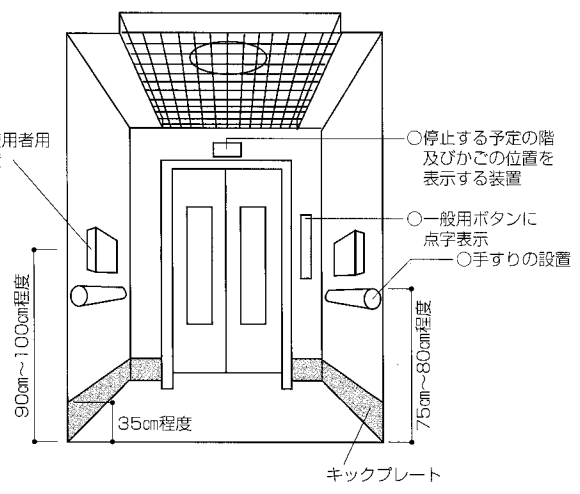
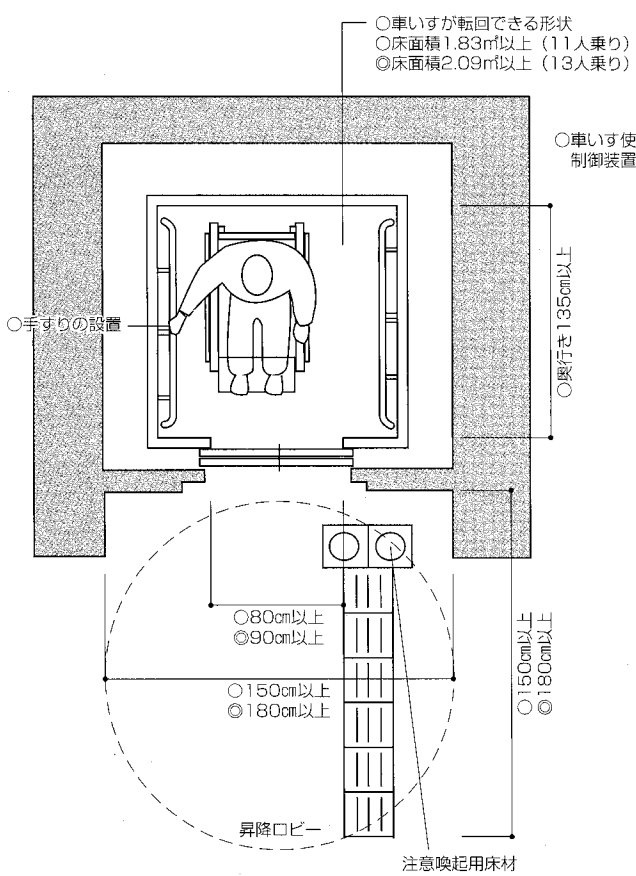
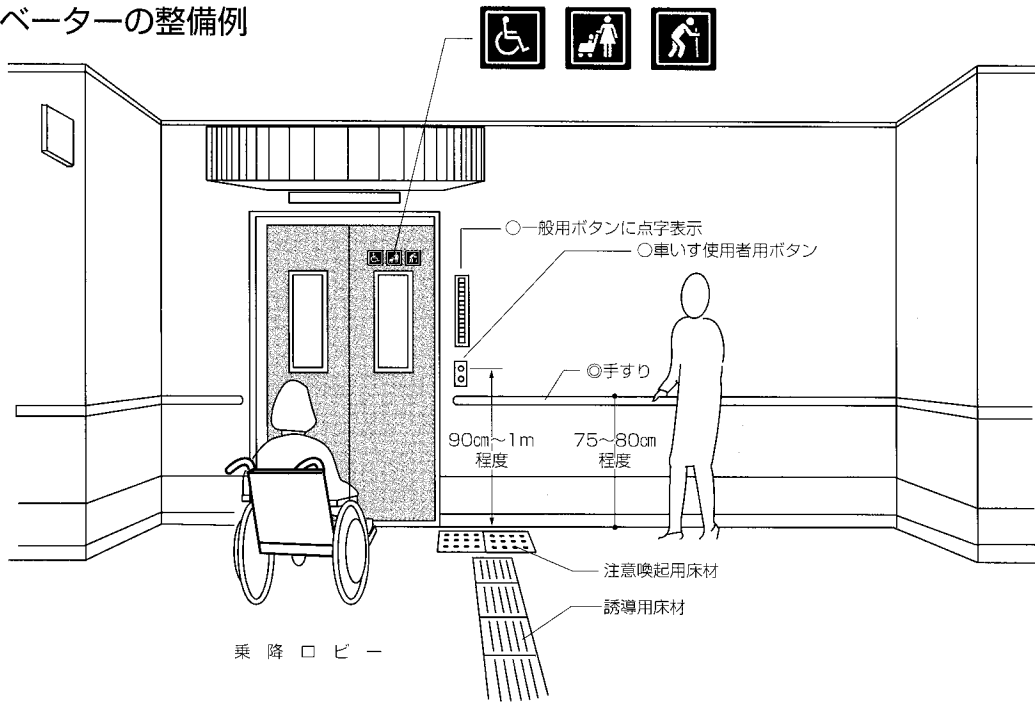
縁部の立ち上がり



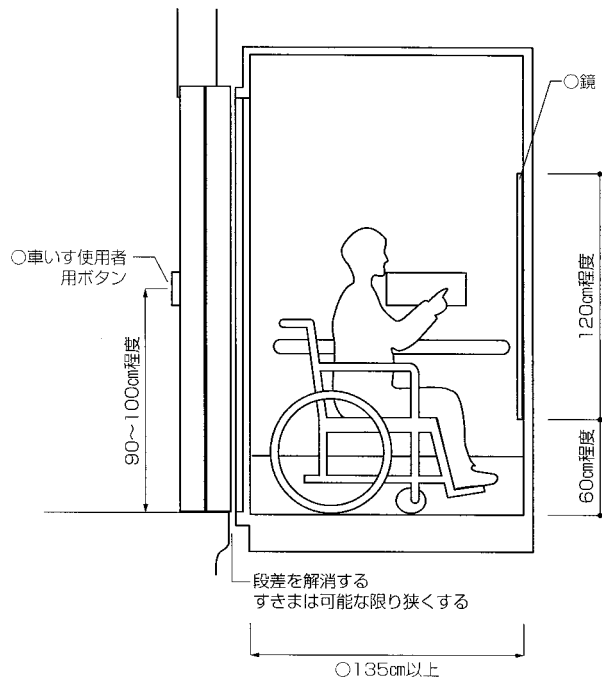
整備基準	解説 等
<p>オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（力に規定するものを除く。この項において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に定める構造とすること（共同住宅を除く。）。</p> <p>（ア） かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>（イ） かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。</p> <p>（ウ） かごの奥行きは、135cm以上とすること。</p> <p>（エ） 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。</p> <p>（オ） かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>（カ） かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>（キ） 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>（ク） 用途面積が1,000㎡以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビーにあつては、（ア）から（キ）までに定めるもののほか、次に定める構造であること（駐車場に設けるものは除く。）。</p> <p>a かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>b かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p>	<p>（ア） 位置 エレベーターは、建物出入口（玄関）に近く利用しやすい位置に設ける。</p> <p>（イ） 出入口の幅 かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ90cm以上とすること。</p> <p>（ウ） 寸法 ・ 車いすが収まる寸法である。 9人乗り以下の場合であっても、かごの形状は、できるだけ車いす使用者（電動車いすの場合）が利用できるよう寸法は、奥行きを135cm以上、間口を100cm以上確保することが望ましい。 かごの床面積は、2.09㎡以上とすること。 かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>（エ） 乗降口ビー ・ 幅及び奥行き150cmは、車いすが転回できる寸法である。 乗降口ビーの幅及び奥行きは、それぞれ180cm以上とすること。</p> <p>（オ） 制御装置 ・ 車いす使用者用の制御装置について視覚障害者対応を求めているのは、視覚障害者である車いす使用者には介助者がつくことが想定されるためである。</p> <p>（カ） 表示装置 ・ 聴覚障害者に配慮した対応である。</p> <p>a 戸の閉鎖 ・ 視覚障害者に配慮した対応である。</p>

整備基準	解説 等
<p>c かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(ケ) 用途面積が2,000㎡以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあつては、(ア)から(ク)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>a かがの幅は、140cm以上とすること。</p> <p>b かがは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>c かが内には、かが及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>d かが内には、手すりを設けること。</p> <p>カ 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造及び使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件(平成18年国土交通省告示第1492号)に定める構造とすること。</p>	<p>c 昇降方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者に配慮した対応である。 <p>b 転回に支障がない構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすをかが内で転回させるかごの内法最小寸法は奥行き135cm、間口140cmである。 <p>c 鏡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすで後ろ向きのまま、戸の開閉状態を確認することができるようにする。 <p>d 手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、歩行困難者等に配慮した対応である。 手すりは、2以上の壁面に設ける。 <p>その他の構造</p> <p>かごの床面積は1.83㎡以上(JISの11人乗りエレベーターの床面積であり、車いす使用者とその他の人が同時乗降できる広さである。)とすること。</p> <p>ドアの開閉時間が短いものは、乗降に危険を伴うので、開閉時間を長くする。</p> <p>光電装置は、床上20cmと60cm程度の2箇所を感知するように設置する。</p> <p>エレベーターの出入口の操作ボタン(制御装置)側に、点状ブロック等を敷設することが望ましい。</p> <p>乗降ロビーには、車いす使用者、高齢者、ベビーカー等が利用できる旨の表示をする。</p> <p>かごの壁面には、車いすのフットレストが当たりやすい床上15～35cm程度の位置にキックプレートを設ける。</p> <p>緊急時の非常放送設備や警告ランプを設けることが望ましい。</p>

□エレベーターの整備例



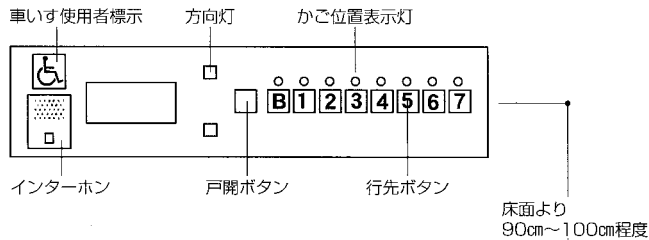
○到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置



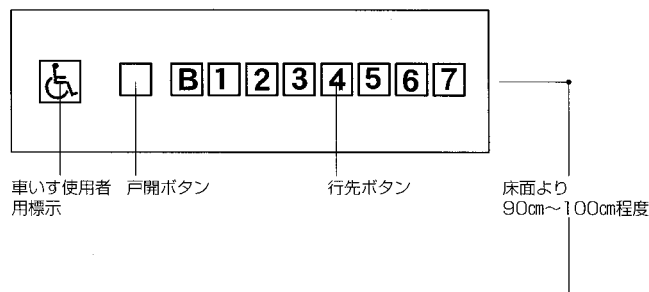
□ 車いす使用者等が利用しやすい操作盤の例

車いす使用者用主操作盤

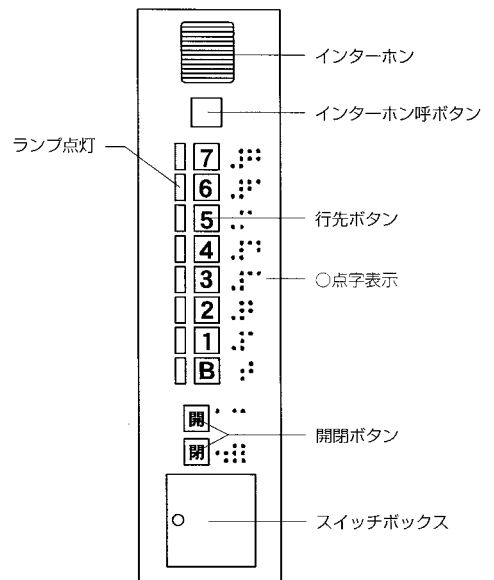
(正面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)



車いす使用者用主操作盤

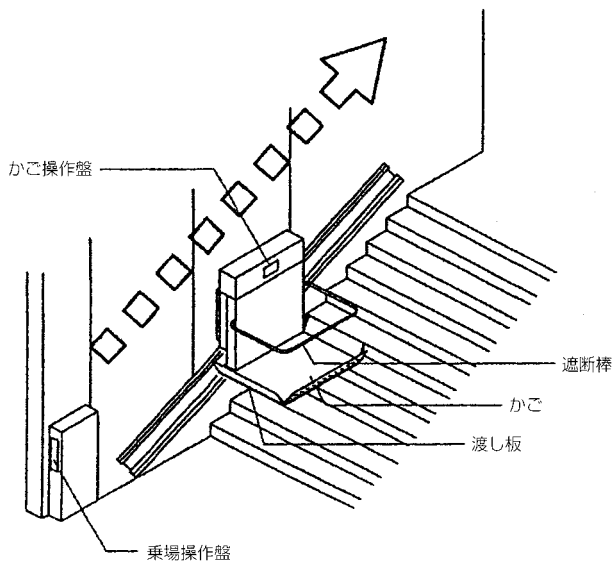


主操作盤

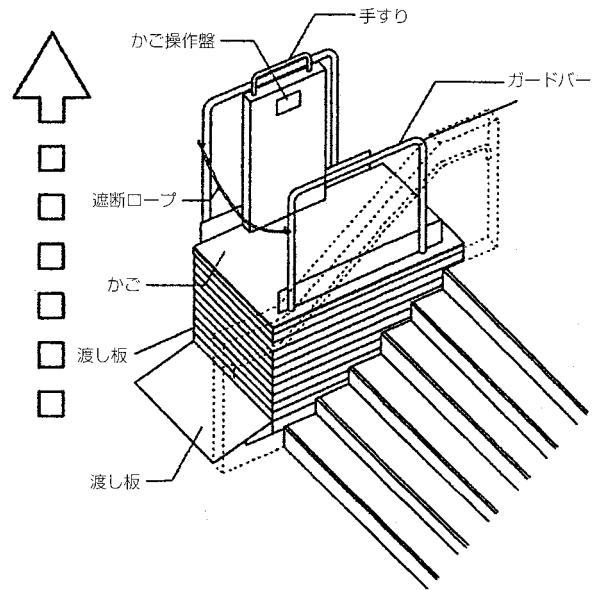


□特殊な構造又は使用形態の昇降機の例

〔斜行型〕（※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい）

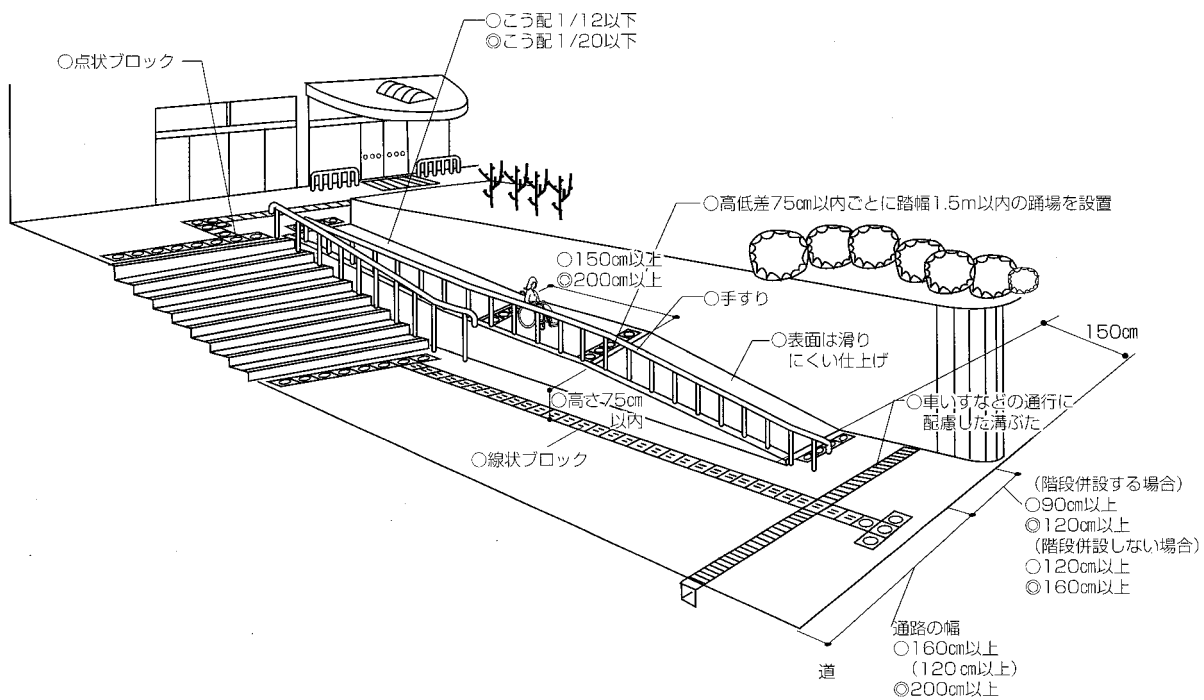


〔鉛直型〕



整備基準	解説 等
<p>キ 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、160cm(共同住宅及び用途面積が2,000㎡未満の共同住宅以外の特定施設にあっては、120cm)以上とすること。</p> <p>(イ) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ) 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者及びつえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りでない。</p> <p>(オ) 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>a 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>c 高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) (1)のアの定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のキの規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)のA中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>	<p>キ 敷地内の通路</p> <p>通路は、平坦とし、段差をなくしできるだけ傾斜路を設けない計画とすることが望ましい。</p> <p>(ア) 幅</p> <p>通路の幅は、200cm以上とすること。</p> <p>(エ) 排水溝</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いすの小車輪、つえ等が落ちないような構造のふたとする。 <p>a 幅</p> <p>傾斜路の幅は、160cm(段を併設する場合にあつては、120cm)以上とすること。</p> <p>b 勾配</p> <p>傾斜路の勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>c 踊場</p> <p>傾斜路の踊場の踏幅は、200cm以上とすること。傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏幅200cm以上の踊場を設けること。</p> <p>その他の構造</p> <p>傾斜路を設ける場合、必要に応じ傾斜路の位置がわかるように案内表示をする。</p> <p>傾斜の下端から直接路上へ飛び出さないよう、150cm以上の水平部分を設ける。</p> <p>傾斜路の始点・終点には、奥行き200cm以上の水平な部分を設けること。</p> <p>傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(3) 地形の特殊性</p> <ul style="list-style-type: none"> 高低差の大きい傾斜地等をいう。 <p>その他の構造</p> <p>通路の表面は、車いすの通行の支障となる砂利敷きや降雨等によりぬかるみとなる材料で仕上げない。</p> <p>人と自動車の動線は、歩行者の安全を確保するためできるだけ分離することが望ましい。</p> <p>線状ブロック及び点状ブロック等は、濡れても滑りにくいもので耐久性、耐磨耗性のあるものとする。</p>

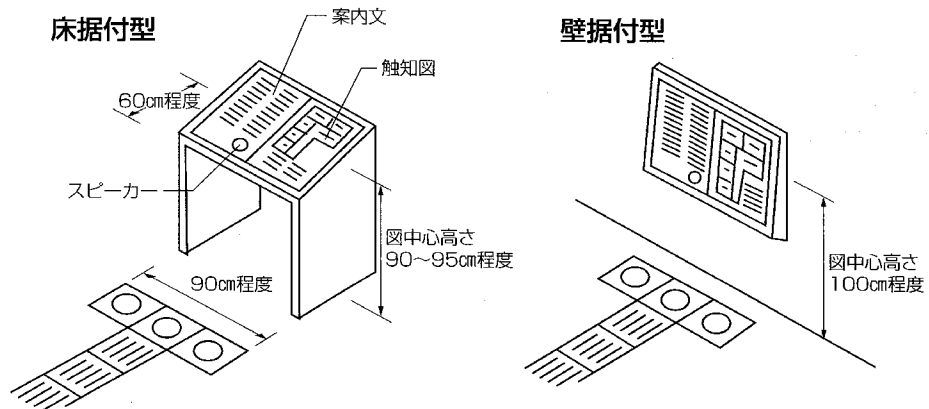
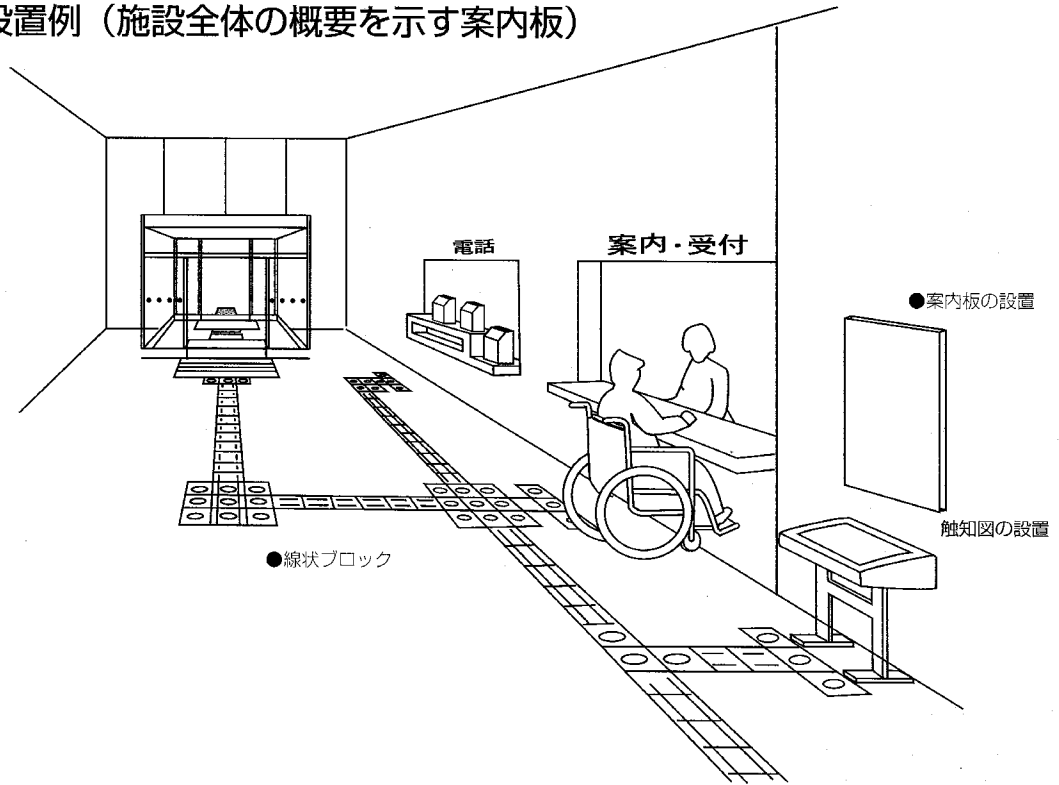
敷地内の通路（階段・傾斜路）の整備例



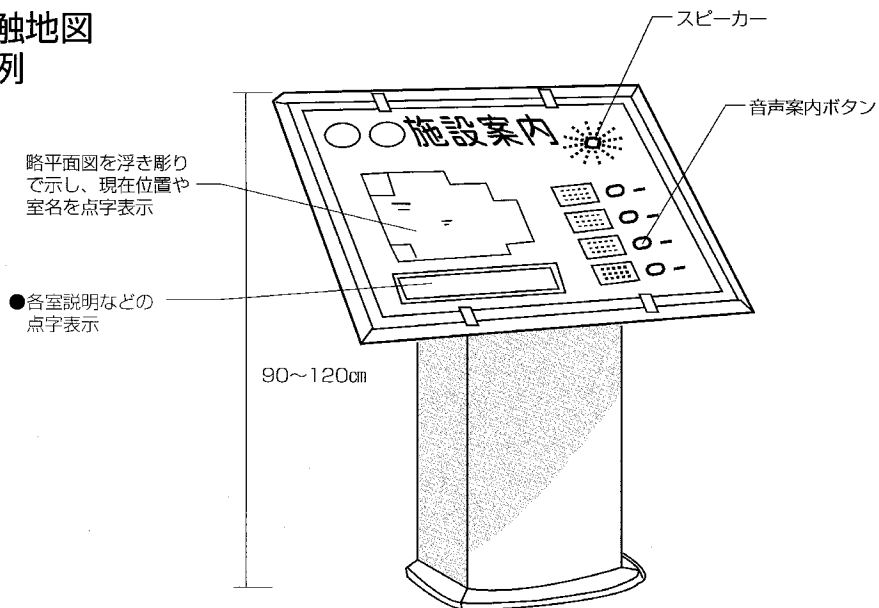
案内設備

整備基準	解説 等
<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字並びにア及びイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付、建築物等施設全体を把握することができる案内板(点字付きを含む。)、音声による誘導案内設備(モニター付きインターフォン)等をいう。車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げとならないよう配慮する。 <p>ア 浮き彫り 必要に応じて平面図を含めた触地図を設けることが望ましい。</p> <p>ウ 点字 必要に応じて点字で表示する。</p>

□案内板の設置例（施設全体の概要を示す案内板）



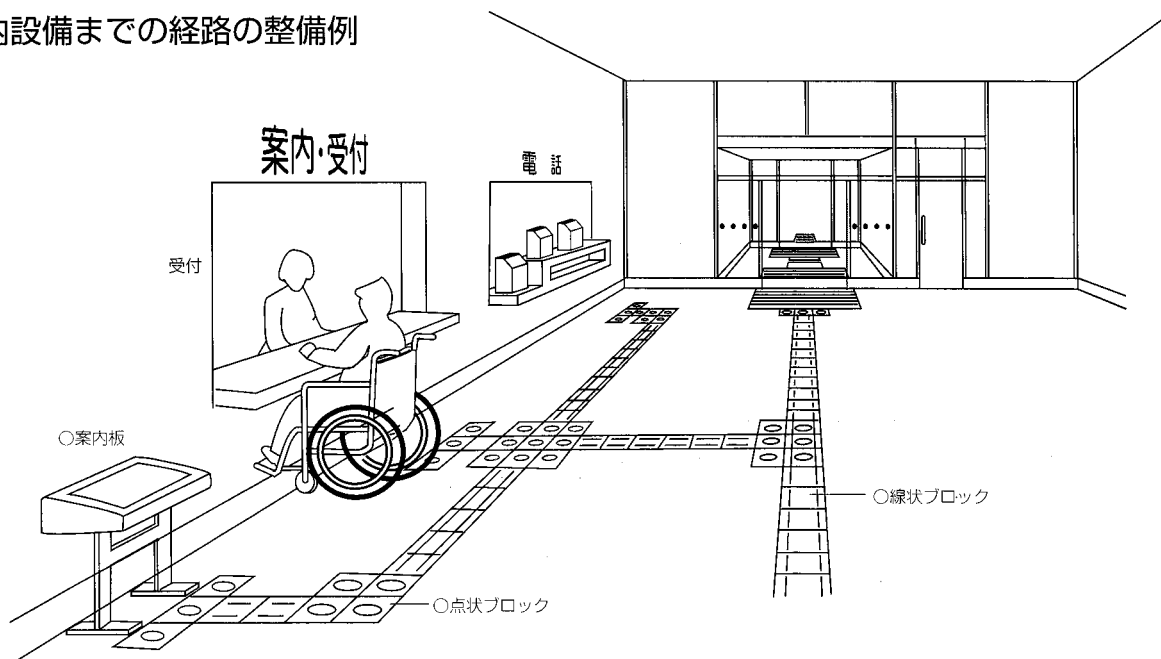
□音声付き触地図
案内板の例



案内設備までの経路

整備基準	解説 等
<p>(1) 駐車場、学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅以外の特定施設で用途面積が1,000㎡以上のものにあつては、道等から8の項の(2)による設備又は同項の(3)による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>（ア） 車路に近接する部分</p> <p>（イ） 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分（ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）</p>	<p>(1) 経路</p> <p>道等から案内設備までの主たる経路（不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）を、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。</p> <p>（ア） 車路に近接する部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通路と車路の境界には、危険を知らせる意味で点状ブロック等を敷設する。 <p>（イ） その他除かれる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合

□案内設備までの経路の整備例



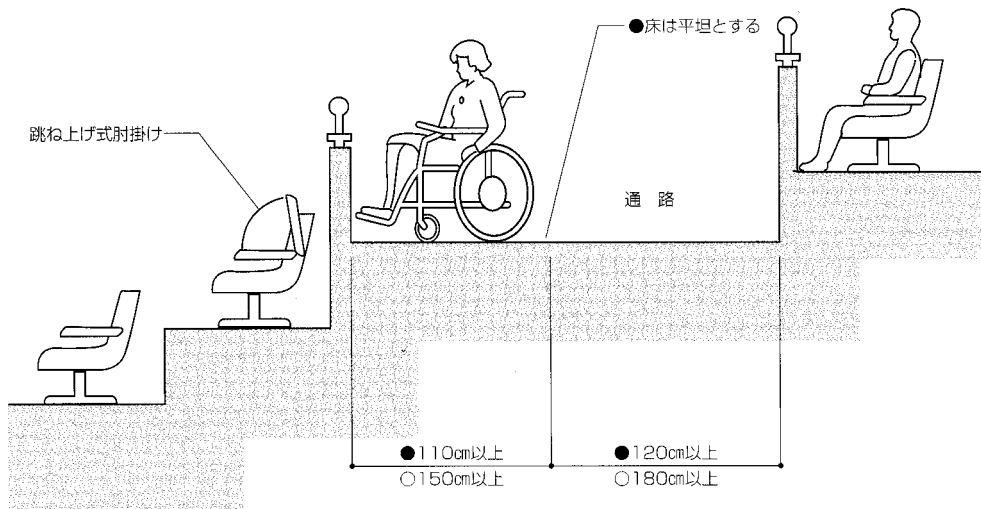
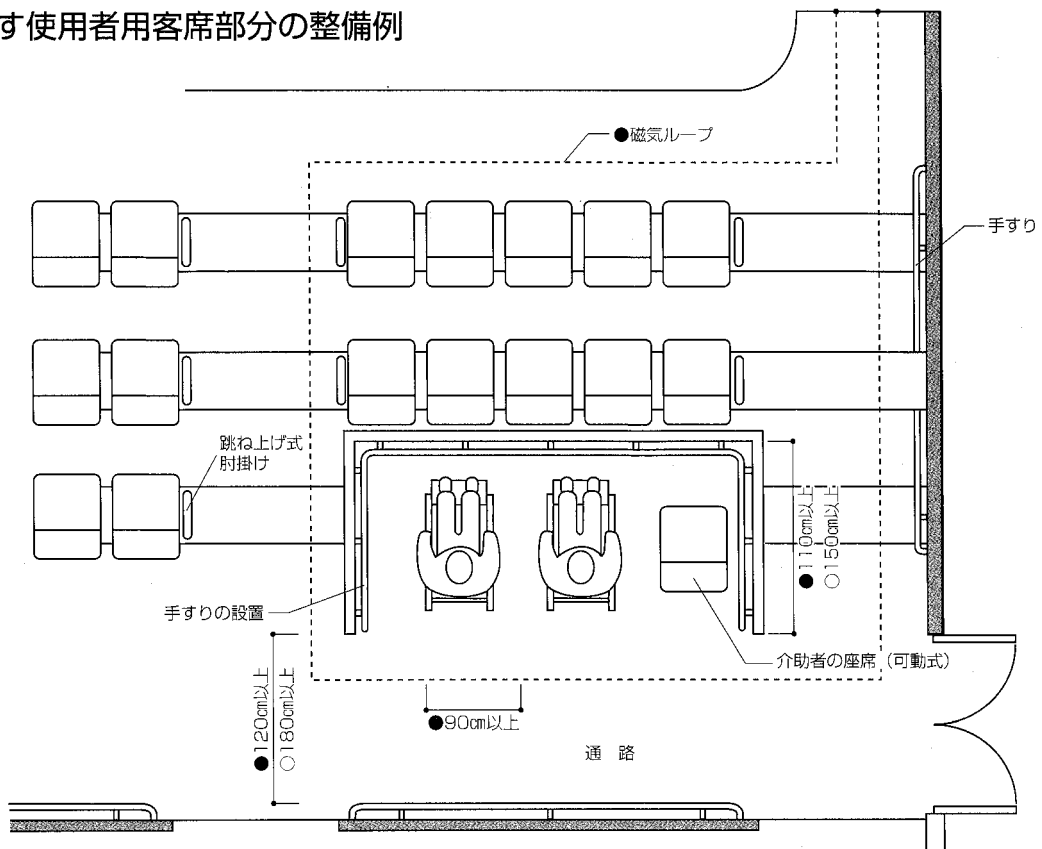
浴室

整備基準	解説 等
<p>医療施設、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000㎡以上のもの及び公衆浴場にあつては、1以上（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1以上）の浴室（共同のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 脱衣室及び洗い場の出入口は、7の項の（2）のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>ウ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同で利用する浴室に適用し、病院、寝室及び客室内部に設けられるものには、適用しない。 <p>ア 出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすが通過できるように、段差をなくし、幅を80cm以上とする。また、戸は原則として引戸とする。 <p style="padding-left: 2em;">出入口の戸にガラスを使用する場合は、事故防止を考慮し、安全強化ガラスとする。</p> <p>イ 手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一連の動作が安全にできるように、適切な位置及び高さに設ける。 <p>ウ 給水栓等</p> <p style="padding-left: 2em;">給湯蛇口は、湯の表示をわかりやすくし、あわせて点字表示することが望ましい。</p> <p style="padding-left: 2em;">給湯水栓、シャワーは、温度調節が容易にできる構造とすることが望ましい。</p> <p>その他構造</p> <p style="padding-left: 2em;">浴室は、車いすで浴槽に接近することができる広さとし、障害の種類・程度、介助者の有無などを考慮した形状とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">浴槽のふちの高さは、車いすから移乗しやすいように車いすの座面高さ（40～45 cm程度）と同程度とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">浴槽の深さは、車いす使用者にあつては55 cm程度、高齢者、下肢障害者にあつては45 cm程度とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">車いす使用者が利用する洗い場の高さは、車いすから移乗しやすいように車いすの座面高さ（40～45 cm程度）と同程度とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">洗い場に設けるシャワーは、ハンドシャワーでヘッドが昇降するスライド式とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">洗い場には、シャワーチェア等を設ける。</p> <p style="padding-left: 2em;">腰掛台、水洗器具及び洗面器等を置く台の高さは、高齢者等が利用しやすいものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">脱衣室には、着替え用のベンチ、いす等を設ける。</p> <p style="padding-left: 2em;">浴槽、洗い場及び脱衣場には、手の届く位置に非常呼び出しボタンを設けることが望ましい。</p> <p style="padding-left: 2em;">浴槽の形状により、エプロンの1箇所以上に移乗台（高さ40～45 cm程度）を設け、車いす使用者等が利用しやすい構造とすることが望ましい。</p> <p style="padding-left: 2em;">浴槽のまわりには介助できるスペースをもう設けることが望ましい。</p> <p style="padding-left: 2em;">脱衣かご、脱衣棚等は車いす使用者が利用しやすい高さ、形状とする。</p>

客席

整備基準	解説 等
<p>(1) 興行施設又は集会場で固定式のいすの席の数が500以上のものには、車いす使用者が客席として利用できる部分(以下「車いす使用者用客席部分」という。)及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車いす使用者1人につき、幅は90cm以上とし、奥行きは110cm以上とすること。</p> <p>イ 床の表面は、平坦とし、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車いす使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120cm以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) 高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(ウ) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 車いす使用者用客席部分は、当該車いす使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車いす使用者用客席部分に至る経路((2) に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。) の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<p>(1) 聴覚障害者集団補聴装置</p> <ul style="list-style-type: none"> 磁気ループ、FM放送受信装置等がある。 <p>車いす使用者用客席の席数及び聴覚障害者用の集団補聴装置設置部分の範囲は、できるだけ多く確保する。</p> <p>ア 寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動車いすが収まる寸法である。 車いす使用者1人につき、幅は90cm以上とし、奥行きは150cm以上とすること。 <p>ア 幅</p> <p>車いす使用者用客席部分に通ずる通路の幅は、180cm以上とする。</p> <p>(4) 車いす使用者用客席部分</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性を考慮し、出入口に近い位置に設ける。 幅120cmは、車いす使用者が通過しやすく、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違うことができる寸法である。 <p>可動式のいすの配置を考慮することにより、車いす使用者用客席部分のスペースを確保することも可能である。</p> <p>その他の構造</p> <p>通路側の座席の肘掛けは、下肢障害者やつえ使用者が利用しやすいよう跳ね上げ式とすることが望ましい。</p>

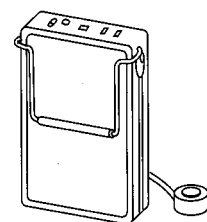
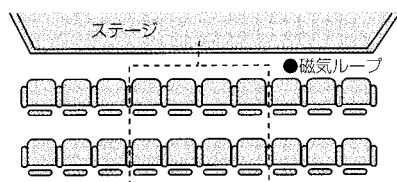
□車いす使用者用客席部分の整備例



□聴覚障害者用集団補聴装置の参考例

・磁気ループシステム

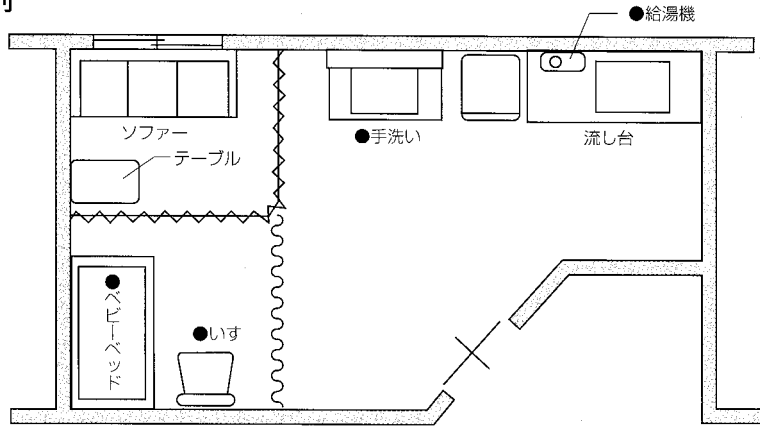
・FM 放送受信装置 (無線式)



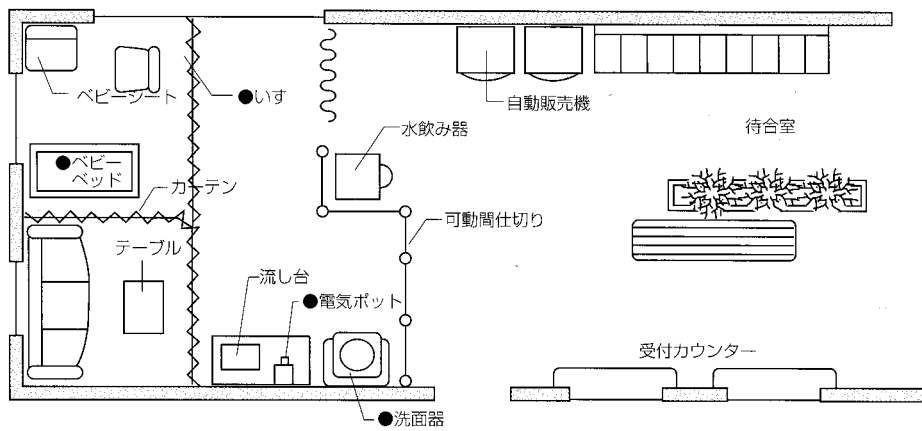
授乳室その他これに類するもの

整備基準	解説 等
<p>興行施設、集会場、物品販売業を営む店舗、体育施設又は文化施設で用途面積が3,000㎡以上のもの、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子福祉施設及び官公庁の施設のうち地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所又は同法第18条第1項に規定する市町村保健センターにあっては、次に掲げる設備を備えた授乳所等を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳所等とは、授乳室又は授乳コーナーをいう。ただし、授乳コーナーの場合は、壁やついたて等で十分に視線を遮り、安心して利用できるものであること。 <p>授乳室の位置は、落ち着いた環境となるよう配慮することが望ましい。</p> <p>施設内の授乳室の位置や授乳室の出入口は、利用者にわかりやすく表示する。</p> <p>母乳を与えるスペースは、カーテン等で仕切る。</p>
<p>ア 乳幼児用ベッドその他これに類するもの</p>	<p>ア その他これに類するもの</p>
<p>イ 手洗設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソファ等が含まれる。
<p>ウ 給湯器</p>	<p>イ 手洗設備</p> <p>手洗設備や流し台等は車いす使用者が利用しやすい構造とすることが望ましい。</p>
<p>エ いす</p>	<p>ウ 給湯器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気ポット等が含まれる。

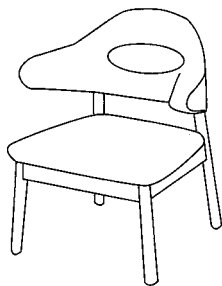
□授乳室の整備例



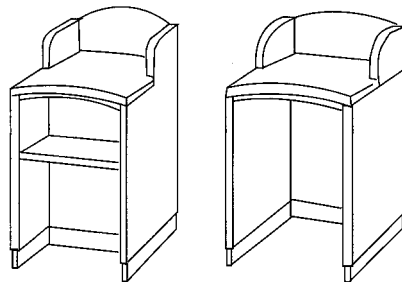
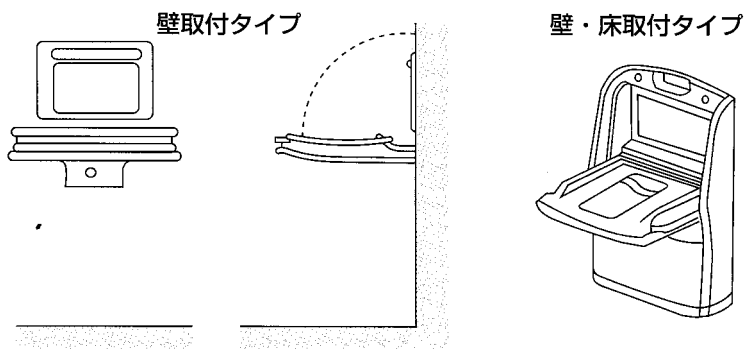
□授乳コーナーの整備例



□授乳用いすの例



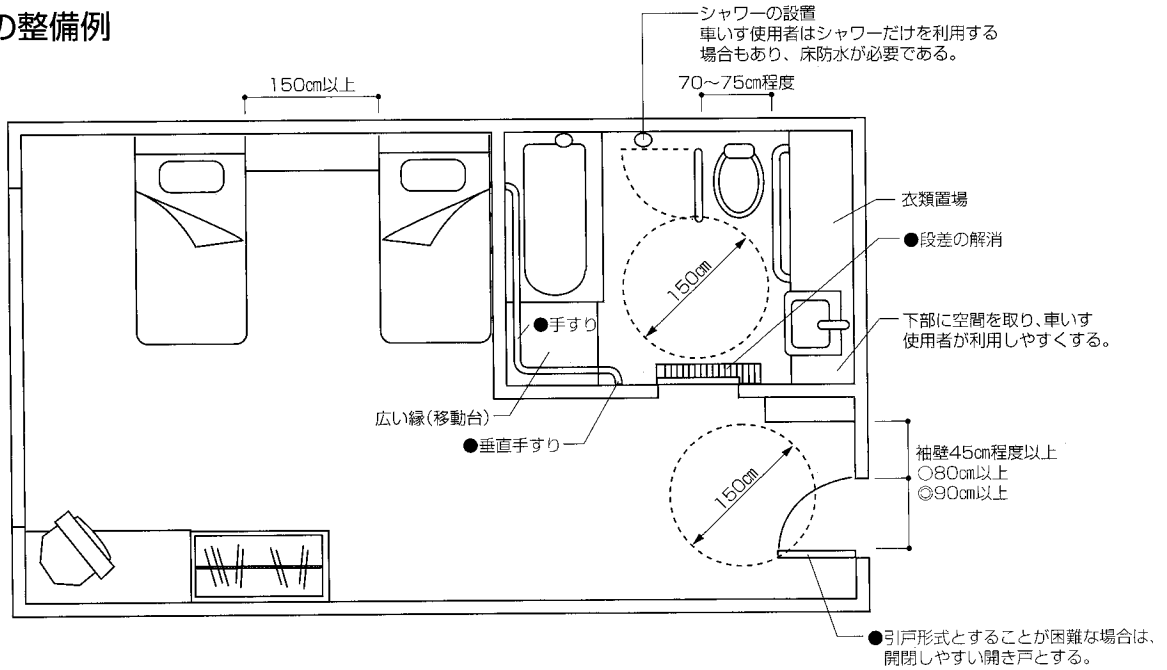
□おむつ換えシーツの例



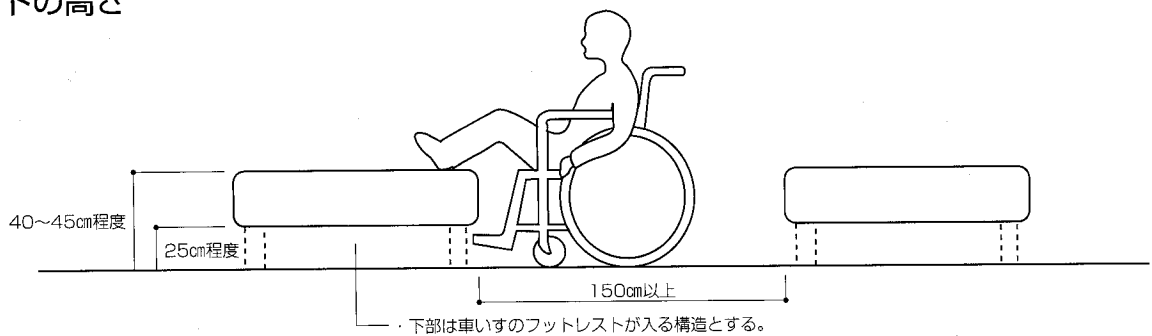
客室

整備基準	解説 等
<p>宿泊施設で客室の数が50以上であるものにおいて、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、80cm以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 次に定める構造の便所を設けること。</p> <p>(ア) 便所内に4の項の(1)のアに定める車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(イ) 便所内に設ける洗面器は、4の項の(1)のウに定めるものとする。</p> <p>(ウ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>エ 次に定める構造の浴室を設けること。</p> <p>(ア) 脱衣室及び洗い場の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>(イ) 10の項のイ及びウに定める構造とすること。</p>	<p>(ア) 幅</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が通過できるよう、幅を80cm以上とすること。 <p>(イ) 構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸は、特に自動式とすることを求めているが、引戸形式等開閉しやすいものとし、その前後に段を設けない。(引戸とすることが困難な場合は、軽い開戸とする。) <p>イ 床面積(スペース)</p> <ul style="list-style-type: none"> 室内においては、車いすが転回可能なスペースとベッドへの寄りつきスペース等を確保する。 車いす使用者が利用する室には、ベッドを設ける。ベッドの側面には、車いすが転回できるスペース(150 cm以上×150 cm以上)を確保する。 便所、浴室は、車いすが転回できるスペースを確保する。 <p>ウ 構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 客室内には、車いす使用者が利用できる構造の便所を設ける。 <p>エ 構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 客室内には、車いす使用者が利用できる構造の浴室を設ける。 <p>その他の構造</p> <p>ベッドは、車いす使用者が利用しやすい高さ(40～45 cm程度)とし、車いすのフットレストがベッドの下に入るものを設ける。</p> <p>スイッチや電話は、車いす使用者に利用しやすい高さ及び位置に設ける。</p> <p>浴室、便所、洗面室などには、非常呼出しボタンを設けることが望ましい。</p> <p>聴覚障害者のために、非常時を知らせるパトライト等の呼出設備を設けることが望ましい。</p>

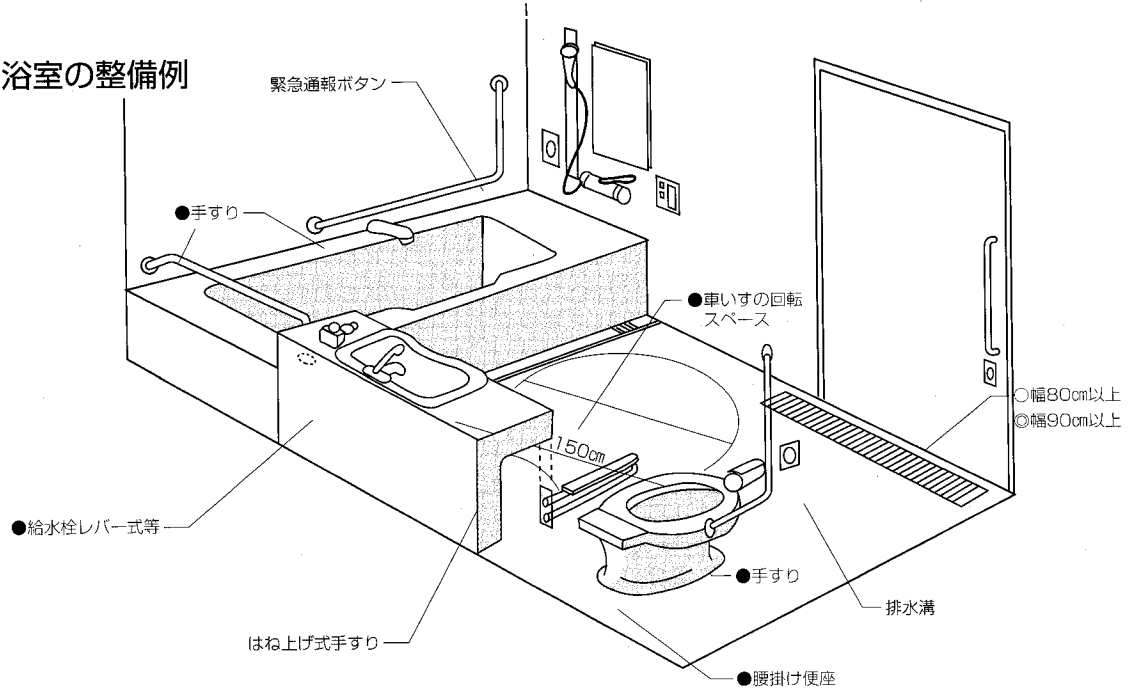
□客室の整備例



□ベッドの高さ



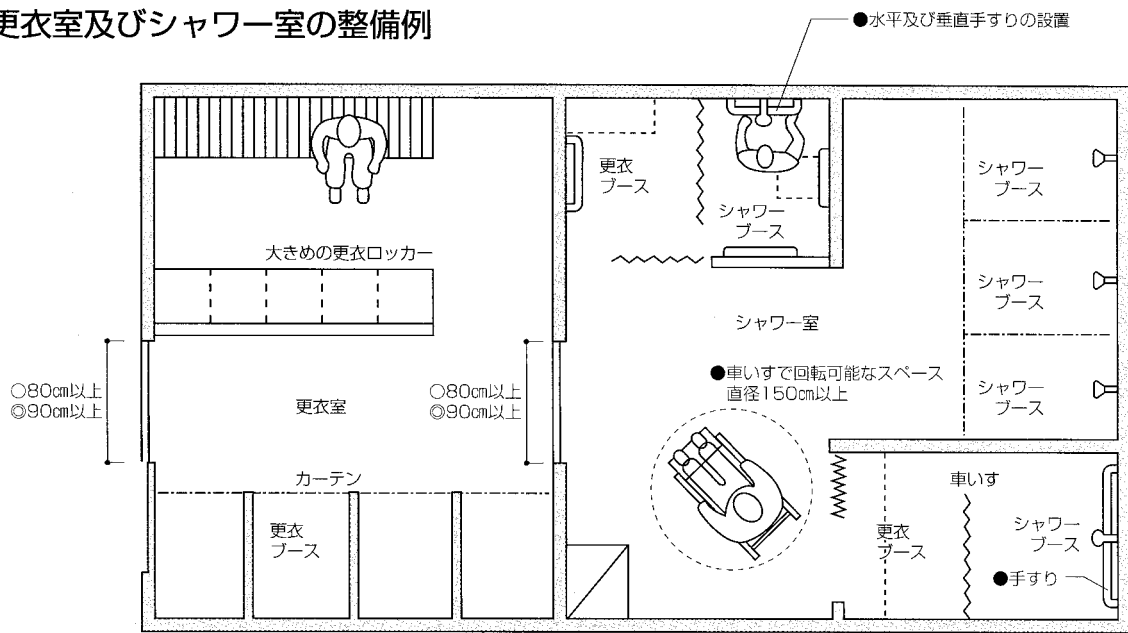
□便所・浴室の整備例



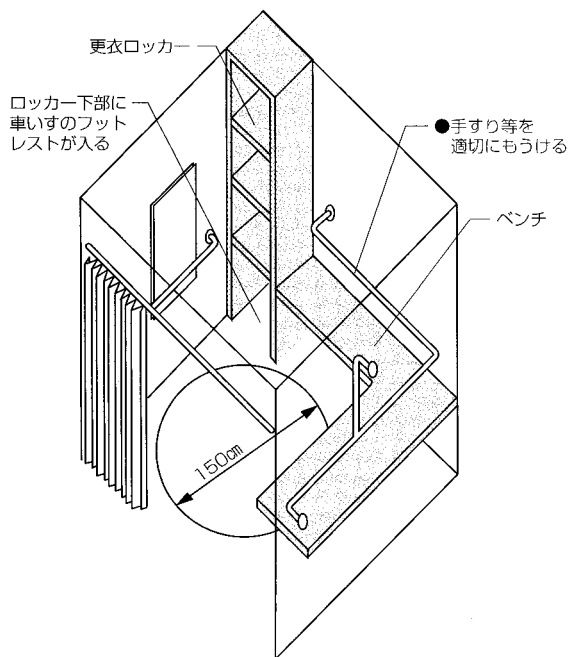
更衣室及びシャワー室

整備基準	解説 等
<p>体育施設で用途面積が1,000㎡以上のものにおいては、1以上（男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、7の項の（2）のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 壁には、手すりを設けること。</p> <p>エ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更衣室又は、シャワー室を設ける場合に適用する。 <p>ア 構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者が通過できるよう、幅を80cm以上とし、段を設けない。また、戸は開閉しやすいものとする。 <p>イ 床面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすが転回できるスペース（150cm×150cm以上）を確保する。 <p>その他の構造</p> <p>脱衣かご、脱衣棚等は車いす使用者が利用しやすい高さ、形状とする。</p> <p>更衣室には、ベンチ、いす等を設ける。</p> <p>シャワーは、ハンドシャワーでヘッドが昇降するスライド式とすることが望ましい。</p> <p>必要に応じて、室内に非常呼出しボタンを設けることが望ましい。</p>

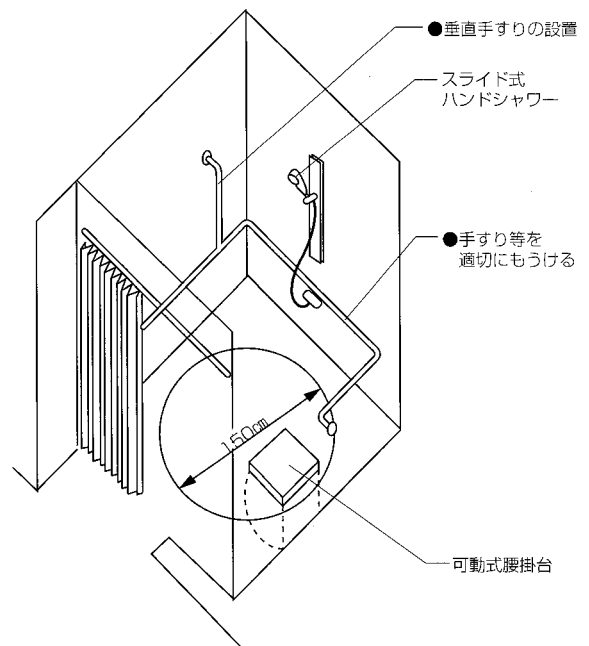
□更衣室及びシャワー室の整備例



□更衣室の整備例



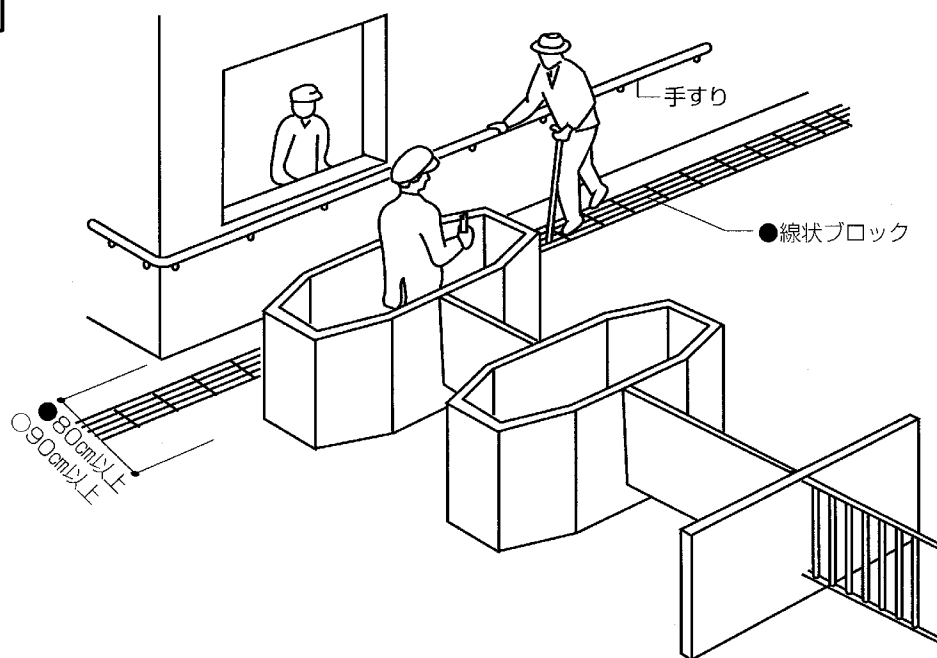
□シャワー室の整備例



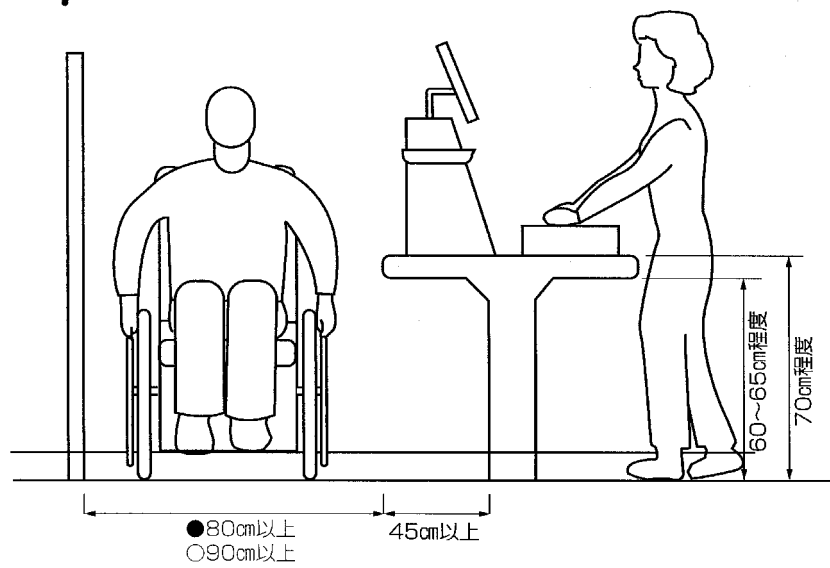
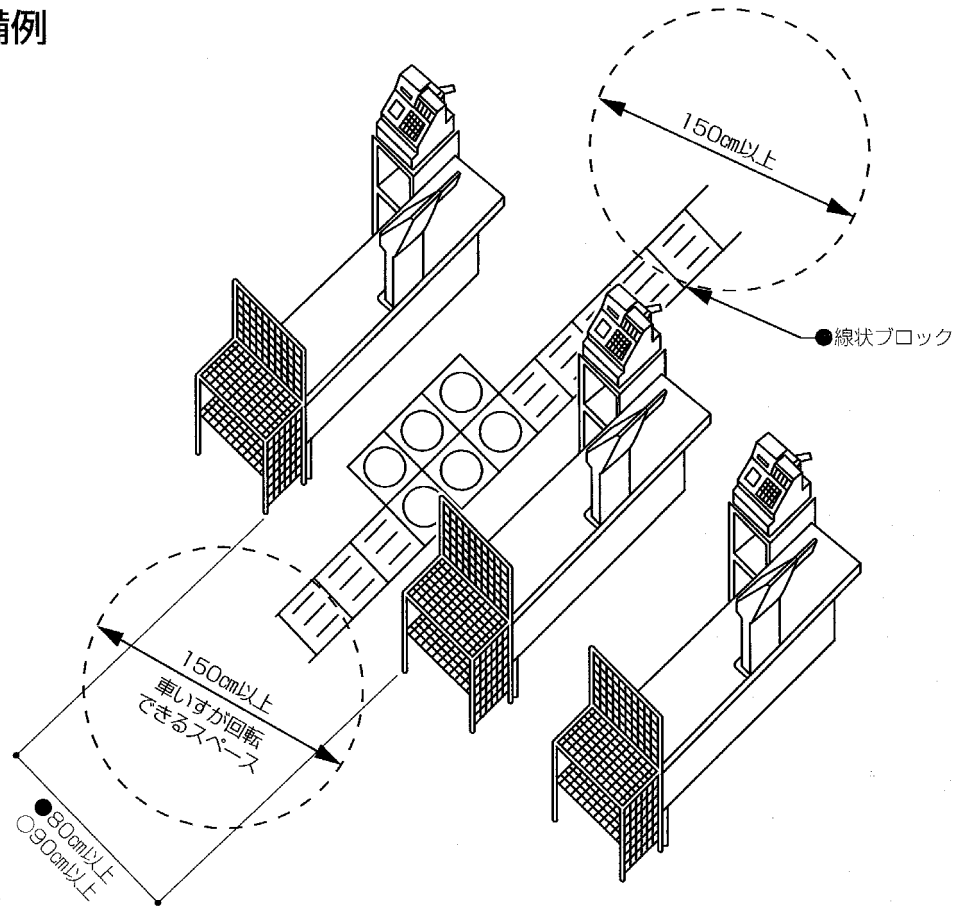
レジ通路及び改札口

整備基準	解説 等
<p>1以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80cm以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p>	<p>ア 幅</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が通過できるよう、幅を80cm以上とし、段を設けない。 <p>1以上の改札口の幅は、90cm以上とすること。</p> <p>その他の構造</p> <p>9の項の(2)の規定により、建物出入口からレジ通路又は改札口までの通路のうち1つは、視覚障害者の誘導のための線状ブロック等を敷設する。</p> <p>レジ又は、改札口は、車いす使用者が通行しやすい位置に設ける。</p>

□改札口の整備例



□レジ通路の整備例



案内板

整備基準	解説 等
<p>特定施設全体の概要を示す案内板のうち1以上の案内板は、次に定める構造(直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合にあつては、アに定める構造)とすること。</p> <p>ア 文字等は、地色と明度の差が大きい色とすること等により読みやすいものとすること。</p> <p>イ 点字等による表示をすること。</p>	<p>ア 文字等 文字や図などは、わかりやすいよう地色と明度の差の大きい色、大きさ、字体等に配慮したものとすること。</p> <p>イ 主な点字表示場所 施設全体の概要を示す案内板 エレベーターロビーの乗場ボタン及びエレベーターのかごの内の制御装置 階段・傾斜路等の手すり 玄関等の呼出設備(インターホン) 各室の出入口や便所の出入口</p> <p>その他の構造 照明は、逆光又は反射グレア(まぶしくて見えにくくなること)が生じないように配慮する。</p>

標識

整備基準	解説 等
<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)とすること。</p>	<p>< 便所を示す標識 > 以下の設備を設けた場合は、出入口に表示する。 ・ 車いす使用者用便房 ・ ベビーチェア ・ ベビーシート ・ パウチ洗浄装置付汚物流し</p> <p>< 車いす使用者用駐車施設を示す標識 > 駐車部分の路面に表示する。 駐車場進入口には、車いす使用者用駐車施設に至る経路の誘導案内標識を設け、立て看板等によりわかりやすくすることが望ましい。</p> <p>< 車いす使用者用客席部分を示す標識 > 客席の位置を示す案内板を出入口又はホール等に設け、客席部分は、見やすい方法で表示する。 案内板から客席までの経路には、必要に応じて誘導案内標識を設ける。</p> <p>ア 位置 車いす使用者にもわかりやすい高さに設ける。 誘導用の案内標示は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設ける。</p> <p>イ 識別 案内表示は、点状ブロック、案内板、サイン、音・音声や光による誘導が効果的に組み合わせるよう配慮する。 日本工業規格Z8210に定められていないものについては「標準案内用図記号ガイドライン」によることを望ましい。</p> <p>その他の構造 【非常警報装置】 火災など緊急事態が発生したときに、視覚障害者や聴覚障害者に対して緊急情報や避難情報の伝達が的確に行えるよう配慮することが望ましい。</p> <p>< 視覚障害者 > 自動音声警報装置 非常放送設備に音声等による警報を自動的に放送する機能を付加したものをいう。 誘導音装置付誘導灯 自動火災報知設備からの信号を受けて、誘導灯に内蔵又はその付近のスピーカーから「避難口はこちらです。」等の誘導音声を発する避難口誘導灯をいう。 非常用構内通報機・警報機 緊急事態の発生を伝達するため、内線電話を利用するシステムや居室内テレビの同軸ケーブル等を利用するシステムのことをいう。</p>

整備基準	解説 等
	<p><聴覚障害者></p> <p>点滅型誘導灯 自動火災報知設備からの信号を受けて、光源を点滅させる誘導灯で次の種類のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が付置され、光源が点滅するもの ・形状は通常の誘導灯と同様であるが、内蔵する蛍光ランプが点滅するもの ・既設誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が点滅する装置を追加したもの <p>パトライト スイッチを押すとランプが点灯し回転する回転灯をいう。</p> <p>非常文字標示装置 非常用放送設備と連動し、文字表示装置（ディスプレイ）により必要な情報を提供する装置</p> <p>光走行式避難誘導装置 光源列を避難方向に沿って配置し、順次点滅させることで光が避難口の方向に走行するように見えるシステムをいう。</p> <p>聴覚障害者のために、非常時を知らせるハイライト等の呼出設備を設けることが望ましい。</p>

□案内板の参考例

身障者用スロープ



視覚障害者を表示するマーク(1994年、世界盲人連合が定めた)



盲導犬同伴の施設利用を勧めるマーク(コンビニエンス・ストア等で利用されはじめている)



聴覚障害者用電話サービス装置(TDD)を示す国際シンボルマーク



聴覚障害者のアクセスを示す国際シンボルマーク



●ピクトサインの例(トイレ)



車いす使用者が利用できる

つえ使用者や高齢者が利用できる

子供連れで利用できる

妊産婦が利用できる

おむつ替えができる

●触地図の例(トイレ)



点字表示

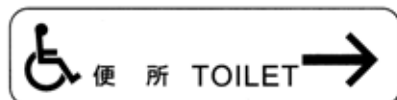
●室名標識の例(トイレ)



点字表示

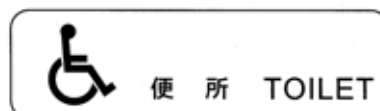
●誘導・指示用標識の例

(目的地へ誘導したり、危険を知らせるための標識)



●標示用標識の例

(現在位置を確認するための標識)



●室名標識の例



点字表示

非常ランプ

国際シンボルマーク



大きさ…10cm角以上、45cm以下

色…原則として青地に白マークあるいはその逆とし、対比の明確なものとする。

国際シンボルマークを掲示するための最低条件

玄関… 間：地面と同じ高さにするか、階段の代わりにまたは階段のほかに、ランプ(傾斜路)を設置する。

出入口… 80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。

ランプ… 傾斜は1/12(勾配4.5%強)以下とする。

室内外を問わず、階段の代わりにまたは階段のほかに、ランプを設置する。

通路・廊下… 130cm以上の幅とする。

トイレ… 利用しやすい場所にあり、外開きドアで仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。

エレベーター… 入口幅は80cm以上とする。

□誘導音装置付誘導灯の例

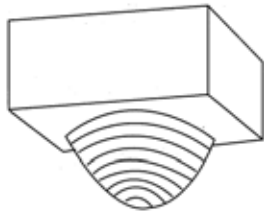
●一体型避難誘導灯



●既設誘導灯に追加取付する場合

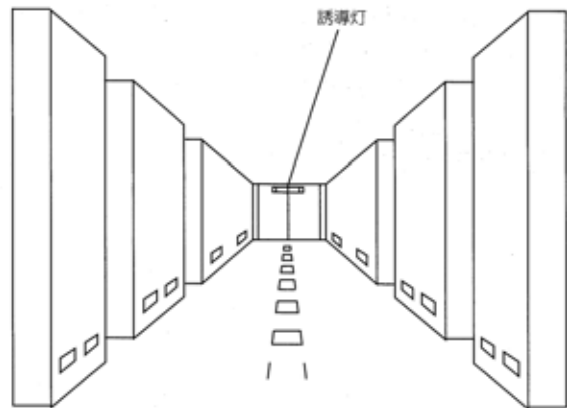


□フラッシュライトの例



聴覚障害者等へ光の点滅により非常を知らせるので、見やすい位置に設置すること。

□光走行式避難誘導装置の例



□非常文字表示装置



□パトライト

